

公的証明

家族

子ども

お金

住む

働く

自動車・船

外国人の方

連絡先一覧

復興のための

暮らしの手引き

～ここから/KOKO-KARA～

平成23年4月版

～ここから歩き始めるすべての方へ～

この冊子は、被災者の方々の「これからの暮らし」に役立つと思われる「制度」や「手続き」等の情報を集めたものです。

掲載された情報は平成 23 年 4 月 11 日時点のものであり、その後、法律や制度等が変更されている場合もあります。今後も必要に応じて情報は更新していきますが、情報更新が間に合わない場合もあります。

この冊子に掲載されている情報や日々の生活の中で少しでもわからないことがあれば遠慮なく関係諸機関や専門家（できるかぎりお近くの弁護士、司法書士、税理士、行政書士等）にご相談ください。

この冊子はどなたでも自由に複写・複製・配布してご利用頂けます。但し、内容の改変については、下記作成者の責任において行いますので、訂正すべき情報、新たに掲載を希望する情報、その他内容面でのご意見・ご希望は下記お問い合わせ先までお寄せください。特に、内容に誤りを見つけられた場合、下記お問い合わせ先にご一報頂けるととても助かります。

【お問い合わせ先】

〒160-0017 東京都新宿区左門町 6-10 渋谷ビル 4 階

ネクスト法律事務所内

「ここから/KOKO-KARA」編集委員会

電話 03(6457)4712/FAX03(6457)4713

E-mail hiraiwa@nextlaw.jp

この冊子は、新 64 期司法修習生の長田大徳、國松崇、藤川忠宏、松本深雪及び吉田可保里並びに弁護士平岩利文（第一東京弁護士会所属）が作成しました。

なお、この冊子の内容に関するすべての責任は弁護士平岩利文が負っています。万一、冊子の内容に誤り等があっても、作成にあたった上記各修習生や、この冊子の印刷・配布等にご協力くださったすべての方々・企業には何らの責任もありません。

公的証明

人に関するもの

◆戸籍を管理する役場が被災した

戸籍の原本は各市町村役場で保管されていますが、その「副本」は法務局に保管されており、今回の震災でもデータは無事でした。

法務局に保管されている「副本」から戸籍を再現した市町村役場の窓口ではこれまでと同じように戸籍謄本や戸籍抄本の発行を受けることができます。

なお、法務省では岩手県の陸前高田市、大槌町、宮城県の南三陸町、女川町の各戸籍データの復元は「4月中にも完了する」と見通しを述べています。

ただ、震災直前のデータについては法務省の「副本」に反映されていない可能性もあります。各市町村役場が戸籍業務を再開した後は、反映されていないデータ（震災直前の出生届等）について確認された方がいかもしれません。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆出生、死亡、婚姻の届出

今回の震災で身内の方がお亡くなりになった場合、「死亡を知った日から7日」の提出期限（戸籍法）を過ぎてしまっても死亡届は受理されます。届出をする方が遠方の避難所で生活されている場合、その最寄りの市町村役場でも死亡届を提出することができます。

また、出生届、婚姻届についても同様です。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆遺体検案書の発行

ご遺体の埋葬には遺体検案書が必要になる場合がありますが、現在、この遺体検案書の作成費用は公費で行われることになっています。医療機関から遺体検案書の作成代金を請

求された場合には、「作成代金は公費負担のほず」と申し出てください。

◆死亡の推定（年金や労災）

年金や労災の支給にあたっては、お亡くなりになった方の「死亡の推定」がその条件になっていることがあります。

現在、厚生労働省ではこの「死亡の推定」を、今回のような震災にも適用できるようにしたうえで、その期間についても、これまでの「災害発生時から1年」から「災害発生時から3ヶ月」に短縮するよう法改正を検討中です。

▶お問い合わせ先／日本年金機構被災者フリーダイヤル（0120・707・118）、社会保険労務士等の専門家

◆死亡の認定（相続）

ご親族に行方不明の方がいらっしゃる場合で、かつ、早急に相続手続きを取る必要に迫られている時は、死亡認定制度（戸籍法に基づく制度です）や失踪宣告制度（民法に基づく制度です）を利用することになります。

いずれも官公署（海上保安庁）や家庭裁判所での手続きが必要となりますから、弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

なお、後になって、行方不明だった方が、幸い、ご無事だったことが確認できれば、死亡認定や失踪宣告の効力は失われます（この場合も戸籍の訂正や家庭裁判所への請求が必要になりますので、同じく弁護士などの専門家にご相談ください）。

▶お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆健康保険証をなくしてしまった

今回の災害では医療機関の受診にも特別措置が取られており、宮城県や福島県などの災害救助法が適用されている市町村で暮らしている被災者の方については、医療機関の窓口で氏名、住所、生年月日を伝えれば、健康保険証がなくても治療を受けることができます（少なくとも今年5月末まではこの特別措置が取られます）。また、手持ちのお金がなければ窓口で払う3割の自己負担分についても支払いを猶予してもらえます。

なお、災害救助法適用地域にお住まいの方で家が全半壊したり、収入がなくなったりしたりした方など、被災の程度が甚大な方については、3割の自己負担分や入院時の食事代なども免除されます。

奇跡的に助かった命です。少しでも体調が悪ければ、お金や健康保険証がないからといって治療を先送りしたりせずに、一日も早く医療機関で受診してください。

なお、健康保険のきかない先端医療の技術料や差額ベッド代などはこのような特別措置の対象になりません。必ず受診した医療機関の窓口で確認してください。

▶お問い合わせ先／各医療機関の窓口、各市町村役場

◆住民票を取得したい

住民基本台帳のデータは各市町村が民間の企業に保管を委託している場合があり、その保管先データから住民基本台帳が復元されていることが多いようです。

市町村の窓口で本人確認が取れば住民票の交付を受けることができます（窓口で氏名、住所、生年月日を確認していることが多いようです）。

まずは市町村の窓口にお問い合わせみてく

ださい。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆実印や印鑑登録カードをなくしてしまった（個人の方）

実印も印鑑登録カードもなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、登録印鑑の変更手続きを取るとともに、新たな印鑑登録カードの交付申請を提出してください。

実印だけをなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、市町村の窓口で登録印鑑の変更手続きを取ってください。

実印は手元に残っているけれど、印鑑登録カードをなくしてしまったという場合には、印鑑登録カードの再発行手続きを市町村の窓口申請すれば新しい印鑑登録カードを発行してもらえます。

いずれの手続きも、窓口は市町村役場です。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆代表印や印鑑登録カードをなくしてしまった（法人の方）

代表印も印鑑登録カードもなくしてしまった場合は、新しい印鑑を用意して、改印届、紛失した印鑑登録カードの廃止届を提出の上、新たな印鑑登録カードの交付申請を提出してください。この場合、会社の新しい印鑑の他に、代表者個人の方の実印とその印鑑証明書も必要となります。

代表印だけをなくしてしまった場合には、会社の新しい印鑑と代表者個人の方の実印及びその印鑑証明書を持参の上、改印届を提出することになります。

代表印は手元に残っているけれど、印鑑登録カードをなくしてしまったという場合には、会社の代表印を持参の上、印鑑登録カードの廃止届を提出し印鑑登録カードの交付申請手

続きを取ってください。

いずれの手続きも、窓口は法務局です。

➡お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所

◆運転免許証をなくしてしまった

運転免許証は運転免許センターや警察署で再発行の手続きを受け付けています。

なお、お持ちの運転免許証の有効期限は今回の震災のために今年8月31日まで延長されています。「有効期限が切れそうだから」といって焦ることなく、まずは管轄の運転免許センターや所轄の警察署に問い合わせてみてください（被害の激しかった東北地方太平洋側沿岸部では臨時窓口が設置されている場合もあります）。

➡お問い合わせ先／管轄の運転免許センター、警察署

◆年金証書をなくしてしまった

➡「お金」もらうのページをご覧ください。

不動産に関するもの

◆権利証等をなくしてしまった

今回の震災でご自宅の権利証や登記識別情報通知書をなくしてしまっても、それが理由で所有権などの権利まで失うわけではありません。

また、「不動産の所有者が誰なのか」は、法務局にある不動産登記簿（現在事項証明書）によって確認することができます。

権利証等をなくしてしまっても、罰則などはありませんし、ご自宅を売却したり、抵当権を設定したりすることも可能です。

なお、抵当権を設定したり、所有権を移転したりする場合、権利者の本人確認が厳しく

行われますから、権利証等をなくしてしまったからといって、知らない間に土地に抵当権が設定されていたとか、売却されてしまっていたという事態はまず起こりません。

詳しい手続き等については司法書士や弁護士、法務局にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所、司法書士、弁護士等の専門家

◆土地の境界がなくなってしまった

➡「住む」のページをご覧ください。

そのほかの証明書等

◆り災証明書を取得したい

り災証明書というのは、市町村が、被災した方の申し出を受けて、家屋の被害状況の調査を行い、その確認した事実に基づいて発行する証明書のことです（被害の程度によって「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」等に分けられます）。

今後、各種の公的給付や支援等を受ける際に必要となる場合が多いので、できる限り取得しておかれることをお勧めします。

市町村によって発行体制が異なっているようですから、必ず、被災した家屋のあった市町村役場の窓口で確認してください（福島原発周辺の避難指示圏内で被災された方については、家屋の現地調査ができないために、り災証明書の発行は避難指示が解除になるまで待たされる可能性があります）。

なお、事業者のり災証明もあります。事業者の方もり災証明書を取得されることをお勧めします。

「天災だから…」といって諦めることなく、あなた自身やご家族のためにも各種の公的給

付や支援等を受けるための準備をすすめてください。

➡お問い合わせ先/各市町村役場

◆被災証明書を取得したい

り災証明書が家屋の被害状況を証明するのに対して、被災証明書は家屋の他、土地、塀・門扉など付帯物、備品・家具などに被害があったことを証明するものです。

地震災害を受けた事実を証明するもので、り災程度（全壊・半壊など）を証明するものではありません。証明する内容は、被災場所・被災物件・被災状況（例：ひび割れた、傾いた、壊れた、使用不能など）です。

損害保険会社への申告や、個人で銀行から融資を受ける場合、勤務先で提出を要する場合などに使用します。

り災証明書と同じく市町村役場の窓口にお問い合わせみてください。

➡お問い合わせ先/各市町村役場

◆避難者の情報

総務省では、被災した方へのお見舞金の給付や被災地の復興情報を提供するため、避難者の方の移動先を把握する「全国避難者情報システム」を立ち上げ、4月25日までに運用を開始する予定です。

避難所や親戚宅で生活している被災者の方は、書面に被災時の住所や現在の所在地を任意で記入し、避難先の自治体に提出することになります。

➡お問い合わせ先/お近くの各市町村役場

◆新しく自動車を購入したい

➡「自動車・船」「自動車」のページをご覧ください。

◆車庫証明を取得したい

➡「自動車・船」「自動車」のページをご覧ください。

◆車検

➡「自動車・船」「自動車」のページをご覧ください。

家族

葬儀・埋葬

◆葬儀を行うことが難しいとき

親族の方がお亡くなりになったにもかかわらず、ご遺族がご遺体の埋葬（火葬）を行うことが金銭的・手続き的に難しいときは、自治体のご遺体の埋葬（火葬）を行ってくれます。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

死亡・相続など

◆行方不明の場合の相続

行方不明になっている方については、「失踪宣告」などの手続きを経ない限り、「相続」は開始しません。このため、残された財産を分ける（遺産分割）とか、残された借金を引き継がないようにする（相続放棄）ためには、家庭裁判所に失踪宣告の申し立て等を行う必要があります。

手続きの進め方についてはお近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

▶「公的証明」「死亡の推定（相続）のページ」をご覧ください。

◆借金を相続してしまった場合

お亡くなりになった方の財産より借金の方が多い場合には、家庭裁判所で「相続放棄」の手続きを取れば「プラスの財産も借金も引き継がない」ことができます。また、「相続したプラスの財産の限度で相続した借金を払う」という手続き（「限定承認」といいます）もあります。

相続に関する問題は、「誰が相続人なのか」「相続放棄をした方がいいのか」といった点も含めて複雑ですし、一定の期間内に手続き

を行わなければならない場合があるなど複雑です。

できるかぎり、お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

▶お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

◆行方不明者の財産管理など

今回の震災で行方不明になっている方の財産をどのように管理すればよいのか分からない場合には、「財産管理人」を選任してもらうことができます。

また、お亡くなりになった方に財産はあるものの相続人がいるかどうか分からない、といった場合には、「相続財産管理人」を選任してもらうことができます。

いずれの場合も家庭裁判所に選任の申し立てをする必要があります。

お近くの家庭裁判所や弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

▶お問い合わせ先／家庭裁判所、弁護士等の専門家

介護

◆介護利用料等の支払い猶予・減免

今回の震災で被災した方で、介護サービスの利用料の支払いが困難な方については、利用料の減免を受けられる可能性があります。

また、申し立てをすれば、介護サービスの利用料等（食費及び居住費）については、平成23年5月末日まで、支払いが猶予される可能性もあります。

介護サービスが必要であるにもかかわらず、経済的な事情のみでサービスを受けることを

控えたりしないでください。

なお、減免措置や支払い猶予措置を受けるためには一定の条件がありますから、お近くの市町村介護保健担当窓口や地域包括支援センターに確認してください。

▶お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆介護保険証をなくした場合

お手もとに介護保険証がなくても、氏名・住所・生年月日を伝えることにより、介護サービスを受けることができます。

なお、各市町村役場で介護保険証の再発行を受ける場合には、身分を証明できるもの(運転免許証など)をご持参ください。

▶お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆要介護認定

介護保険証をなくしてしまった場合でも、要介護認定の申請をすることができます。

今回の震災で介護を必要とする状態になってしまわれた方あるいはそのご親族の方は、できるかぎり早めに要介護認定を申請して介護サービスを受けられるようにしてください。

▶お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆在宅サービス

ご自宅以外の場所(避難所や避難先の旅館等)で生活している場合でも、必要なサービスを受けることができます。

▶お問い合わせ先／各市町村役場、地域包括支援センター

◆介護保険料の減免

▶「お金」「払う」「国民健康保険料、健康保

険料、介護保険料等の減免・猶予等」のページをご覧ください。

障害のある方

◆障害者支援センター情報

日本障害フォーラム(JDF)が仙台市に「みやぎ支援センター」を、郡山市に「被災地障害支援センターふくしま」をそれぞれ開設しています。これらのセンターでは、今回の震災により被害を受けた障害者施設等を巡回し、必要物資等を聞き取り、物資を運搬などの活動を行っています。

▶お問い合わせ先／JDF東北関東大震災被災障害者総合支援本部

みやぎ支援センター(022・306・4663)
被災地障害支援センターふくしま

(080・6007・8531)

子ども

入学・転校

◆転校手続き

文部科学省は都道府県の教育委員会等に対して、今回の震災で被災した児童・生徒等の転校手続きについては、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れるよう通知しています。

▶お問い合わせ先

北海道 義務教育課 (011・204・5769)

青森県 学校教育課 (017・734・9895)

秋田県 義務教育課 (018・860・5147)

山形県 義務教育課 (023・630・2871)

茨城県義務教育課指導担当
(029・301・5226)

栃木県 教職員課小中学校人事担当
(028・623・3385)

群馬県 義務教育課 (027・226・4615)

埼玉県 小中学校人事課学事担当
(048・830・6939)

千葉県 指導課教育課程室
(043・223・4059)

東京都 義務教育課 (03・5320・6752)

各区市町村教育委員会(03・5320・6752)

神奈川県 子ども教育支援課
(045・210・8217)

新潟県 義務教育課 (025・280・5604)

富山県 小中学校課 (076・444・3449)

茨城県では、今回の震災の影響で福島県から県内へ避難してきた児童・生徒が県内の学校に転入学を希望する場合、原則的に希望者全員を受け入れることを明らかにしています。転入学の際は転出証明書などの書類がそろわない場合でも対応してくれます。問い合わせ先は、公立小中学校への転入学については各市町村教育委員会か県教育委員会義務教育課(029・301・5215)。県立高校と特別支援学校への転入学については、高校教育課(029・301・5260)か特別支援教育課(029・301・5280)。

また茨城県内の私立校12校も希望者を受け入れる方針で、一部の私立校では、入学金や授業料免除の措置もとっています。県私学振興室(029・301・2249)が相談に応じています。

学費など

—学費の減免—

◆高等学校の授業料減免

今回の震災による経済的な困窮で授業料等が支払えなくなってしまった場合、授業料や入学料等の減額又は免除措置を受けることが可能です。

▶お問い合わせ先/各市町村役場、各学校

—奨学金—

◆奨学金制度の緊急採用

今回の震災により家計の状況が急変(悪化)し、緊急に奨学金が必要となった場合には、無利子の奨学金を緊急に借りることができます。

震災を原因とする経済的な困窮を理由に学業の継続を諦めることのないように、奨学金

制度など使える制度を最大限に活用して、子どもたちに勉強の機会を確保してあげてください。

▶お問い合わせ先／高校生は各学校または県、大学生は各学校または独立行政法人日本学生支援機構

— 給付等 —

◆教科書等の無償給与

今回の震災で学用品を失ってしまった児童生徒に対しては、教科書や文房具などが無償で支給されます。

また、今回の震災による経済的な困窮で就学が困難になった児童生徒の保護者の方は、学用品費、通学費、給食費等の支給を受けることができます。

▶お問い合わせ先／県および各市町村役場、各学校

— 震災遺児支援金 —

◆親を失った子

あしなが育英会は、今回の震災で保護者が死亡・行方不明になったり、著しい障害を負ってしまった子どもに対し、特別一時金を支給しています。

▶「お金」「もらう」「震災遺児支援金」のページをご覧ください。

お金

払う

1. 個人の方のお借入

—クレジット—

◆クレジットの支払い、クレジットカードの再発行などについて

社団法人日本クレジットカード協会では、クレジットカードの紛失、クレジットの支払いなどに関し、被災者の方専用の相談窓口を設けています。

また、一部大手クレジットカード会社では、被災したカード会員の平成23年3月から4月分の支払いについては、自動的に5月以降に繰り延べています。ただし、カード会員からの連絡が数ヶ月途絶えた場合には「延滞扱い」に切り替えられてしまいます。お手持ちのカードを発行しているクレジット会社へお早めにご連絡ください。

なお、クレジット会社の連絡先等がご不明な場合は、社団法人日本クレジット協会被災者専門相談窓口（0120・623・456）にお問い合わせ下さい。

—個人ローン—

◆住宅や車のローンなどの取り扱いについて

住宅金融支援機構は、被災の割合によって返済金の支払いの据え置きや金利引き下げなどを行っています。

また、他の金融機関でも、返済金の支払いを据え置いたり、毎月の返済額や返済期間の見直す、といった相談を受け付けています。

いずれの場合もお取引のある金融機関にご相談ください。

➔お問い合わせ先/各お取引金融機関、住宅金融支援機構被災者専用ダイヤル（0120・086・353、IP電話などは048・

615・0420）

2. 事業者の方のお借入

—事業資金関係—

◆中小企業の融資・保証の相談窓口について

今回の震災の影響を受けた全国の中小企業者からの相談を受け付ける「中小企業電話相談ナビダイヤル」が設置されています【0570・064・350（9:00～17:30）】。

また、ご相談内容が具体的な資金繰り（融資制度や保証制度）に関する場合は、以下の公的金融機関及び各県の信用保証協会の相談窓口を利用することもできます。

<資金繰り（融資制度）のご相談>

【日本政策金融公庫】

平日 : 0120・154・505

土日祝 : 0120・327・790（中小企業事業）

0120・220・353（国民生活事業）

【商工組合中央金庫】

平日 : 0120・079・366

土日祝 : 0120・542・711

<資金繰り（保証制度）のご相談>

【各県信用保証協会】

中小企業庁から、平成23年4月8日付で、中小企業の資金繰りや雇用面での支援策などの対策を取りまとめた「中小企業向け支援策ガイドブック Ver02」が出されています。こちらも、あわせてご活用ください。

◆借入金の返済猶予やつなぎ資金について

金融機関は、今回の震災の影響を直接・間接に受けておられる事業者の方から借入金の

返済猶予や、つなぎ資金の供与等の申込みがあった場合には、できる限りこれに応じるよう努めています。

今回の震災の影響で資金繰りが悪化してしまった事業者の方も多いと思われませんが、あきらめずに金融機関に相談してみてください。

➡お問い合わせ先／お取引金融機関

◆手形・小切手について

全国銀行協会は、今回の震災のために支払期日に企業が手形の決済ができない場合には、「不渡り」扱いとしないよう金融機関に要請しています。

平成23年3月11日以降に金融機関が受け付ける手形や小切手などが対象で、「不渡り」扱いにしない期間は、「当分の間」とされています。

➡お問い合わせ先／お取引金融機関

—リース—

◆リースの取扱について

経済産業省は各リース会社に対し、中小企業から支払猶予や契約期間の延長などの申し込みを受けた場合には、「柔軟かつ適切な対応」を行うよう要請しています。

また、社団法人リース事業協会では、リース相談窓口【03・3234・2801（平日の午前10時～正午、午後1時～午後4時）】において、被災された事業者の方々からのリースに関する問い合わせを受け付けています。

3. 公租公課

—税金—

◆申告・納付等の期限の延長について

(1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の方について

すべての税目について、平成23年3月11日以後に到来する申告等の期限が自動的に延長されています。

なお、期限をいつまで延長するかについては、今後、被災者の方の状況に十分配慮して検討していくこととされています。

(2) 上記5県以外の方について

今回の震災の影響により、家屋等に損害を受けたなどの事情により、申告・納付等ができない方については、状況が落ち着いた後、必要書類を税務署へ提出することで、申告・納付等の期限延長が認められます。

➡お問い合わせ先／お近くの税務署

◆国税の緩和制度について

(1) 災害により家屋等の財産に相当な損失を受けた場合

納税者の方が災害により家屋等の財産に相当な損失を受けた場合、税務署長に申請することにより、一定の国税について、1年以内の期間、納税の猶予を受けることができます。

(2) 災害等を受けたことにより納付が困難な場合

上記(1)に該当しない方であっても、災害その他やむを得ない理由で、国税を一時に納付することができないと認められる場合には、税務署長に申請をすることにより、1年以内の期間、納税の猶予を受けることができます。

猶予期間の延長や申請受付期間、上記(1)と(2)の猶予を合わせて受ける方法等の詳細については、お近くの税務署にお問い合わせください。

➡お問い合わせ先／お近くの税務署

◆被災者減税について

政府は、以下の被災者や被災企業に対する支援税制関連法案を準備しています（平成23年4月中には、法案が成立する見通しです）。

（1）住宅や家財の被害に対応したもの

ア. 被害に応じた所得税の減免を、震災の発生した平成23年分からではなく、平成22年分の所得から前倒して適用する。

イ. 倒壊した住宅でも、住宅ローン減税の適用を延長する。

ウ. 住宅立替時の登録免許税を免除する。

（2）自動車に関するもの

ア. 廃車となった車の納付済自動車重量税額の残存期間分を還付する、自動車を買替える際の自動車重量税を免除する。

イ. 自動車の買い替える際の自動車取得税を非課税にする。

ウ. 買い替えた自動車の自動車税、軽自動車税を、一定期間非課税にする。

（3）法人税に関するもの

ア. 震災による損失額に相当する額を2年前にさかのぼって還付する（3月決算企業では、5月末の確定申告の際に還付の手続きをとる必要があります）。

イ. 工場や機械など、買い替えた資産の特別償却を認める。

なお、今後も中長期的な復興支援のための税制支援策が検討されていますので、実施される減税措置については、お近くの税務署や税理士等の専門家にお問い合わせください。

▶お問い合わせ先／お近くの税務署、税理士等の専門家

◆納税地を所轄する税務署の管轄外に避難している場合の税金相談について

納税地を所轄する税務署管轄外に避難され

ている方からの以下のお問い合わせについては、お近くの税務署においても対応しています。

- ① 国税に関する相談等
- ② 還付金の支払いについて
- ③ 納税証明書の交付について
- ④ 災害を受けた場合の納税の緩和制度

▶お問い合わせ先／お近くの税務署、税理士等の専門家

—公共料金等—

◆放送受信料の免除について

日本放送協会は、平成23年3月16日から、今回の震災により被害を受けられた受信契約者に対して、一定期間放送受信料の免除を実施しています。

免除措置の詳細や必要な手続き等については、日本放送協会へお問い合わせ下さい。

▶お問い合わせ先／日本放送協会

◆電話料金について

NTT東日本が指定した地域にお住まいの方は、申し出れば、以下のとおり電話料金の支払期限が延長されます。

- ① 平成23年3月中の支払期限の請求書は、支払期限が3ヶ月延長（例えば、3月15日が支払期限の場合、6月15日に延長）
- ② 平成23年4月中の支払期限の請求書は、支払期限が2ヶ月（例えば、4月20日が支払期限の場合、6月20日に延長）
- ③ 平成23年5月中の支払期限の請求書は、支払期限が1ヶ月（例えば、5月10日が支払期限の場合、6月10日に延長）

ただし、口座振替又はクレジットカードで電話料金を支払っている場合については、当初予定日に自動的に口座から引き落とされてしまいますので、お気をつけください。

▶お問い合わせ先／「東日本大震災」関連電話料金等問合せ受付センター【0120・533・578（受付時間：平日の午前9時～午後5時）】

◆公共料金・使用料等の特別措置

今回の震災により被害を受けた被災者に対しては、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。

電気・ガス・電話料等についても各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。対象者は、各自治体・関係事業者が定めることとなりますので、詳しくは、各自治体・関係事業者へお問い合わせください。

▶お問い合わせ先／各市町村役場、関係事業者

◆国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等

国民健康保険料や医療費の一部負担、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じられています。

保険者によって取り扱いが異なりますので、詳細は、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。

▶お問い合わせ先／各市町村役場、健康保険組合、国民健康保険

◆厚生年金保険料等の納期限延長等について

（1）納期限の延長について

今回の震災によって被害を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の地域に所在地のある事業主の方等の厚生年金保険料等（厚生年金保険料、船員保険料、健康保険料、子ども手当に係る拠出金等）については、平

成23年3月11日以降に到来する納期限が自動的に延長されています。

延長後の納期限は、今後、被災者の状況に十分配慮して検討していくこととされています。

（2）納付の猶予について

上記（1）の地域以外の地域に所在地のある事業主の方であっても、今回の震災により財産に相当な損失を受けたときには、3月11日以降に納期限が到来する保険料等について、事業主の方の申請に基づき、1年以内限り納付の猶予を受けることができます。

▶お問い合わせ先／被災者専用フリーダイヤル【0120・707・118（平成23年4月11日～平成23年9月30日）】

◆社会保険料の事業主負担の免除について

政府は、今回の震災で甚大な被害を受けた企業に対し、一定の条件のもと、社会保険料の事業主負担を1年分免除する方針です。

免除されるのは、厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険の事業主負担と、子供手当での事業主拠出金です。

対象は、①事業所の従業員の半数以上に給与が払えない、②月給が数万円程度など給与の大幅カットに追い込まれている、のいずれかに該当する場合が適用されています。

▶お問い合わせ先／厚生労働省被災者専用フリーダイヤル（0120・707・118）

もらう

1. 支援金・弔慰金

震災にあわれた方には、被害の程度に応じてさまざまなお金が支給されます。お金の趣旨が違いますから、条件をみれば、重複して受け取れます。

—災害弔慰金—

◆肉親を亡くされた方

地震・津波でご家族を失ったご遺族に市町村を通じて災害弔慰金が支給されます。

金額は、死亡した方が一家の家計を支えていた場合には500万円、その他の場合には250万円です。

申請には、①災害弔慰金支給調査票（市町村の窓口で交付しています）②被災証明書（他の市町村で死亡した場合のみ必要、死亡地の市町村で発行してくれます）③支払い希望先口座の通帳またはキャッシュカード、が必要です。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

—災害障害見舞金—

◆大怪我や失明された方

地震・津波で重い傷害を負った方には、災害障害見舞金が支給されます。

対象となるのは、①両眼失明、②噛む機能と言語の機能の両方を失った、③神経機能又は精神の障害で常に介護が必要、④胸・腹部分の機能障害で常に介護が必要、⑤両腕又は両足の膝以上を失ったか、両腕又は両足が使えなくなった、のいずれかの場合です。

障害を負った方が一家の家計を支えていた場合には250万円、その他の場合には125万円が支給されます。

申請には①災害障害見舞金支給調査票（市

町村の窓口で交付しています）②医師の診断書（市町村が配布する診断用紙を使ってください）③被災証明書（他の市町村で被災された方のみ必要、被災地の市町村が発行します）④支払い希望先口座の通帳又はキャッシュカードが必要です。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

—被災者生活再建支援金—

◆家を失った方

地震・津波で家を失った方に被災者生活再建支援金が支給されます。

(1)基礎支援金

対象になるのは、①住宅が全壊した、②やむを得ず住宅を解体した（半壊や敷地の被害などで倒壊の危険があれば全壊扱いされます）、③危険な状態であるため居住不能が長期間継続している、④大規模な半壊、の場合です。

支給額は、①全壊 100万円②やむを得ず解体 100万円③長期間避難 100万円④大規模半壊 50万円、です。

申請には、①被災者生活再建支援金支給申請書、②被災証明書、③住民票、④支払い希望先口座の通帳またはキャッシュカード、が必要です。なお、「やむを得ず住宅を解体した場合」には、市町村長の発行する「解体証明書」又は「滅失登記簿謄本」が必要となります。

(2)加算支援金

基礎支援金の対象となる方が住宅を再建した場合、加算支援金が支給されます。

支給額は、①建設・購入 200万円②補修 100万円③賃貸入居（公営住宅を除く）50万円、です。

申請には、基礎支援金の申請書類のほかに、確認できる契約書（住宅の建設・購入、補修、

賃貸)の写しが必要です。

▶お問い合わせ先/各市町村役場

—義援金—

◆家族を亡くされた方・家を失った方・原発避難者

日本赤十字社と中央共同募金会に寄せられた義援金のうち、第1次分約500億円が12道県に配分され、市町村を通じて被災者にお渡ししています。

他の都道府県に避難された方でも、平成23年3月11日に住んでいた市町村に申請すれば、義援金を受け取ることができます。

支給額は、死者・行方不明者1人当り35万円、家屋の全壊・全焼35万円、家屋の半壊・半焼18万円、原発事故避難者(屋内退避を含む)35万円、というのが全国一律の基準です。

条件をみれば、重複して支給されます。たとえば、父が死亡し、家が全壊した家庭の支給額は、死者35万円と家屋全壊35万円の合計70万円となります。

なお、県によっては、以下のように上乗せ支給をしています。

①青森県は、死者・行方不明者100万円、家屋全壊・全焼100万円、半壊・半焼50万円、②岩手県は、死者・行方不明者50万円、家屋全壊・全焼50万円、半壊・半焼25万円、③福島県は家屋についてのみ上乗せし全壊・全焼40万円、半壊半焼23万円、を支給しています。宮城県は1次分での上乗せを見送り、一律基準で配分します。

▶お問い合わせ先/各県の義援金窓口・青森県(017・734・9276)、岩手県(019・629・5423)、宮城県(022・211・2519)、福島県(024・521・7322)など

—震災遺児支援金—

◆親を失った子

あしなが育英会は、地震・津波で保護者が死亡・行方不明になったり、著しい障害を負ったりした子どもに対し、特別一時金を支給します。

未就学児10万円、小中学生2万円、高校生30万円、大学・短大・専修学校・各種学校・大学院生40万円です。

▶お問い合わせ先/あしなが育英会(0120-77-8565)

—日本財団弔慰金・見舞金—

◆配偶者・親・子を失った方

日本財団は、地震・津波で配偶者又は親・子が死亡したり、行方不明になったりしている方に死亡者・行方不明者1人当り5万円の弔慰金・見舞金を現地支給しています。

現地支給を受けられなかった方には、6月末まで申請を受け付けています。詳しい申請手続は日本財団災害支援センター(0120・656・519)にお問い合わせください。

▶お問い合わせ先/日本財団災害支援センター(0120・656・519)

2. 補償金

原発事故で避難した住民や、出荷停止を受けたり、消費者に敬遠され売り上げが減少したりした農林漁業者、客足が落ちた観光業者などは、事故を起こした東京電力に損害賠償を請求できます。

—原発事故損害賠償—

◆風評被害・精神的損害も賠償

原発事故によって生じたあらゆる損害が、原則として賠償の対象になります。風評被害はもちろん、長い避難生活で被った精神的損

害も賠償が受けられます。

賠償対象や範囲は、文部科学省に設置された「原子力損害賠償紛争審査会」が示します。

第1次指針では、政府の指示で避難した住民や出荷を制限された業者の補償内容が示されました。①避難にかかった交通費・宿泊費、②営業や出荷ができなくなった場合の減収や商品移送費用・廃棄費用、③仕事ができなくなった場合の給与、④財産の価値減少分や放射能物質の除去費用、⑤放射能汚染を検査する費用、⑥避難者の健康悪化による損害、⑦避難生活による精神的苦痛、などが含まれました。

審査会は、7月末までに全ての損害について判定指針を作る予定ですので、指針が決まればその都度ご案内します。

なお、判定指針に基づいて、東京電力の示す補償額に不満がある場合には、原子力損害賠償紛争審査会に「和解の仲介」を申し立てたり、裁判所に損害賠償を請求する訴えを起こすことができます。その場合、損害が原発事故によって生じたものであることを明らかにしなければなりませんから、こまめに記録をつけ、資料を保管・整理しておく必要があります。

—仮払補償金—

◆原発事故で避難された方

東京電力は、判定指針の提示を待たずに避難した住民に対して原発事故損害賠償金の仮払いを始めました。

対象は、①避難区域、②屋内退避区域、③計画的避難区域・緊急時避難準備区域、に住んでいる方です。

支払額は、1世帯当たり100万円、単身世帯は75万円です。

東京電力では、市町村の協力を得て避難所

で説明会を開き、申請書を配布していますが、「福島原子力補償相談室(0120・926・404)」でも申請書の交付を受け付けています。同相談室に問い合わせれば、申請方法や必要書類を知ることができます。

▶お問い合わせ先/東京電力福島原子力補償相談室(0120・926・404)

3. 保険

保険や共済に加入されている方は、契約内容に応じて、ご家族が亡くなったり、けがをされたりした場合には、死亡保険金・共済金、障害保険金・共済金、家が壊れた場合には、地震保険金・再築共済金、の支払いを受けられます。

—生命保険—

◆保険証をなくしたら

生命保険協会に加盟する生命保険会社47社は、地震・津波で被保険者が死亡あるいは行方不明になっている場合で、保険証書をなくしたり、契約した保険会社が分からなくなったりした契約者に対し、「災害地域生保協会制度」を実施しています。照会窓口(0120・001・731 平日の午前9時~午後5時)で契約者の氏名や住所を言えば、契約の有無を調査し、契約がある場合には、保険証がなくても支払いを受けられる手続の案内をしてくれます。

◆必要書類がなくても

保険金を請求するために必要な住民票や事故を証明する書類が整わない場合でも、簡易な手続で保険金・給付金の支払いを受けることができます。

被災直後に入院できず、臨時施設で医師の治療を受けその後入院した場合には、被災し

た日から入院したものととして給付金を受けることができます。

生命保険協会では、各避難所に加盟47社の相談窓口の電話連絡先や受付時間を一覧表にしたポスターを掲示することになっています。
 ▶お問い合わせ先/生命保険協会災害地域生保契約照会フリーダイヤル【0120・001・731（平日の午前9時～午後5時）】

—損害保険—

◆保険証券をなくしたら

保険証券がなくても本人確認ができれば、保険金は支払われます。運転免許証や健康保険証など本人確認のための資料がなくても、契約者の氏名・保険対象の建物の所在地、電話番号などで本人確認をします。

契約保険会社が分からない場合には、損害保険協会地震保険契約会社照会センター【0120・501・331（平日の午前9時～午後5時）】に問い合わせれば教えてくれます。

▶お問い合わせ先/損害保険協会地震保険契約会社照会センター【0120・501・331（平日の午前9時～午後5時）】

◆「全損」地域指定

地震・津波で家屋や家財道具が損傷した場合、保険金が支払われるのは、火災保険に併せて地震保険に加入している人に限られます。損害の査定によって支払われる保険金額が決まりますが、被害の激しかった地域については、一戸ずつの査定を行わず、航空写真を使って「全損」地域と査定することにしました。

全損地域に指定された地域についての問い合わせは、そんがいはけん相談室（0120・107・808）で受け付けています。

▶お問い合わせ先/そんがいはけん相談室

（0120・107・808）

—全労済—

◆全額支払い

全労災（全国勤労者共済生活協同組合連合会）は、異常災害を理由とした共済金の削減をせずに、自然災害共済金を全額支払うことにしています。

共済金請求手続に必要な書類の一部を省略し、簡易な手続で支払いを実施します。

▶お問い合わせ先/全労災被災受付専用ダイヤル【0120・005・562（午前9時～午後7時）】

—JA共済—

◆全額支払い

JA共済（全国共済農業協同組合連合会）は、建物更生共済について異常災害を理由とした共済金の削減をせずに約款どおりの共済金を支払います。

▶お問い合わせ先/JA共済相談受付センター（0120・536・093）

4. 年金

厚生年金、国民年金は、震災後もこれまでどおり届出口座に払い込まれます。年金受給者が亡くなられた場合には、届出が必要です。

—年金証書・年金手帳の再発行—

◆証書・手帳をなくしたら

運転免許証など本人確認のできる書類を持ってお近くの年金事務所に行けば、再発行してくれます。電話（0120・707・118）による届出書類の送付受付もしています。

▶お問い合わせ先/日本年金機構被災者フリーダイヤル（0120・707・118）

—住所変更・口座変更—

◆親類宅に身を寄せている

親類先に避難しているため、住所や受け取り口座を変更したい場合、お近くの年金事務所に住所・受け取り金融機関変更届を提出すれば、変更できます。届出用紙は、年金事務所でも配布していますが、電話(0120・707・118)による送付受付もしています。

▶お問い合わせ先/日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)

—受給廃止手続—

◆年金受給者が死亡した

年金事務所に死亡届と死亡前に受け取れるはずであった年金の未支給請求書を提出する必要があります。届出用紙は、お近くの年金事務所でも配布していますが、電話(0120・707・118)による送付受付もしています。

▶お問い合わせ先/日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)

—現況届などの期限延長—

◆提出期限が迫っている

平成23年3月1日から6月30日までに誕生日が来る年金受給者で、被災地に住んでいる方については、現況届、世帯維持確認届、障害状態確認届の提出期限(誕生日の月末)が同年7月1日まで延長されます。

▶お問い合わせ先/日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)

—老齢年金請求—

◆受給資格が生じたが

受給する資格を得たので年金を請求したいが、年金手帳も預金通帳も失い、役場が働いていないので戸籍も住民票も手に入らないと

いう方は、お近くの年金事務所に相談してください。運転免許証などで本人確認ができれば、年金を受給できます。

▶お問い合わせ先/日本年金機構被災者フリーダイヤル(0120・707・118)

5. 預貯金

金融庁は、銀行、信用金庫、信用組合などの金融機関に対し、預金通帳や証書、届出印を失くした預金者に本人確認の上預金の払い戻しに応ずるなど、被災者に対して金融上の措置を講ずるよう求めています。

—払い戻し—

◆通帳・印鑑を失くしたら

運転免許証など本人確認のできる書類があれば、預金口座のある銀行・信用金庫・信用組合の店舗で預金の払い戻しが受けられます。郵便貯金も、20万円の限度で払い戻せます。

本人確認の書類が入手できない場合でも、他の方法で預金者本人であることを確認し、払い戻しに依っている金融機関もあります。あきらめずに窓口で相談してください。

▶お問い合わせ先/各金融機関の災害ダイヤル

◆避難先で引き出したい

避難先で預金を引き出したいが、キャッシュカードを失くしてしまった場合、預金のある金融機関以外でも、通帳と印鑑だけで預金を引き出すことができます。

預金通帳も印鑑もない場合でも、本人確認ができれば、払い戻しができます。対象となるのは、普通預金と当座預金のみで、1日10万円が限度です。宮城、福島、岩手、青森、茨城の各県に本店のある銀行・信用金庫・信用組合の預金者に限られます。

➡お問い合わせ先／全国銀行協会相談室
(0570・017・109)

◆預金者以外が引き出したい

預金者が亡くなったり、行方不明になったりして、親族が預金を引き出したい場合、金融機関では、預金者の氏名・生年月日を尋ね、払戻請求者が法定相続人であることを示す戸籍と運転免許証など身元確認のできる資料を提出させたうえで払い戻しにに応じています。

銀行によっては、一般資金は10万円まで、葬儀費用は100万円まで、といった払戻限度額を設けています。窓口でご相談ください。

➡お問い合わせ先／全国銀行協会相談室
(0570・017・109)

◆ネット銀行にアクセスできない

インターネット専門銀行は、預金者が震災でキャッシュカードを失くしたり、パソコンの通信環境が悪化したりして預金が下ろせない場合、コールセンターに電話すれば、その預金者が他の銀行に持っている口座に10万円の限度で無料払い込みをしてくれます。

カードの再発行や定期預金の途中解約にも応じています。

いずれの場合も、本人しか知り得ない情報を質問することで本人確認をします。

➡お問い合わせ先／楽天銀行(0120・77・6910)、イオン銀行(0120・13・1089)、セブン銀行(0088・21・1189)、ソニー銀行(0120・365・723)

6. 借入

被災者向けに生活再建資金を長期低利で融資する制度が設けられており、政府も事業者向けにつなぎ融資や融資保証を実施しています。

—災害援護資金融資—

◆負傷・住宅家財被害を受けた方

地震・津波によって負傷し又は住宅・家財に被害を受けた方は、市町村から350万円を限度に災害援護資金の融資を受けることができます。

この融資制度の利用には、所得制限があり、単身世帯で総所得額が220万円、2人世帯で430万円、3人世帯で620万円、4人世帯で730万円となっています。

金利は年3%、10年償還(うち3年間は据え置き期間)です。融資を受けるには、連帯保証人が必要です。

➡お問い合わせ先／各市町村役場

—無利子つなぎ融資—

◆被害にあった農林漁業者

農林中央金庫は、東日本大震災で被害を受けた農業者・漁業者の経営継続のために、総額3000億円の無利子融資を実施します。

JA(農協)が貸付ける農業資金2500億円、JF(漁協)が貸付ける漁業資金500億円に利子補給をするものです。

対象は、地震・津波による被害、原発事故による避難指示・出荷停止・風評被害の影響を受けた農林水産業者です。

融資期間は3年です。

➡お問い合わせ先／農業資金貸付は農林中金農林水産環境統括部(0120・055・132)、漁業資金貸付は同JFマリンバンク部(03・6378/7320)

—復興特別融資・緊急保証—

◆被害にあった中小企業

政府は、震災で被害にあった中小企業の復興や資金繰りを援助するため、「復興特別貸付

制度」と「復興緊急保証制度」を新設し、平成23年度の第一次補正予算に必要な費用を計上します。

特別貸付は、日本政策金融公庫や商工中金が実施するもので、金利を災害貸付（年0・85～1・35％）より下げ、貸付限度枠（1億5000万円）、据え置き期間（2年以内）を拡充します。

緊急保証は、民間金融機関が実施する中小企業向け融資を政府が全額保証します。1社当たりの保証枠は、5億6000万円です。

対象は、①震災で被害を受けた中小企業、②計画停電・原発事故で間接被害を受けた中小企業、です。

➡お問い合わせ先／中小企業庁金融課（03・3501・2876）

住む

持ち家

◆建物を失った場合の手続

今回の震災で所有していた建物が流失、消失、倒壊するなどしてしまった場合には、法務局に「滅失登記」の申請をする必要がありますが、現在この滅失登記を法務局が職権で（つまり被災者の方が申請して費用を負担しなくても）できるようにすることが検討されています。

なお、滅失登記を急がれる方については、被災者の方ご自身の申請も受け付けられています。

▶お問い合わせ先／お近くの法務局またはその出張所

— 支援金・融資 —

◆被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、家が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される制度です。

さらに住宅を建設、購入、補修される場合には加算した支援金が支給されます。

▶「お金」「もらう」「1. 支援金・弔慰金」のページをご覧ください。

◆災害復興住宅融資制度

独立行政法人住宅金融支援機構は、今回の震災で被害を受けた住宅の所有者に住宅の建設、購入、補修にかかる費用の融資を行っています。

建設、購入の場合は当初3年間、補修の場合は当初1年間、それぞれ元金を据え置くことが可能です。

融資が受けられる住宅は、独立行政法人住宅金融支援機構の基準をみたす必要がありますので、詳しくは、独立行政法人住宅金融支

援機構にお問い合わせください。

▶お問い合わせ先／住宅金融支援機構災害専用ダイヤル（048・615・0420）

◆生活福祉資金制度

社会福祉協議会では、今回の震災で被害を受けられた世帯に住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な費用の融資を行っています。

貸付限度額は250万円です。この融資には所得などの制限がありますので、詳しくはお近くの市町村役場または社会福祉協議会にお問い合わせください。

▶お問い合わせ先／各市町村役場、社会福祉協議会

◆母子寡婦世帯の住宅補修資金

母子寡婦世帯の方は、災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要の費用の融資を受けることができます（母子寡婦福祉資金貸付金）。

貸付限度額は200万円です。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

◆災害救助法による応急修理

今回の震災により住宅に大きな被害を受けたにもかかわらず、その応急修理をする費用がない場合は、国が災害救助法により住宅の応急修理をしてくれます。

修理の対象は、被災された住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な部分に限定されます。また、応急修理を受けるためにはいくつか条件がありますので、詳しくはお近くの市町村役場にお問い合わせください。

▶お問い合わせ先／各市町村役場

借家

◆被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援制度は、家が全壊又は大規模半壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援金が支給される制度です。

住宅を新しく借りる場合には加算した支援金が支給されます。

➡「お金」「もらう」「1. 支援金・弔慰金」のページをご覧ください。

土地

◆土地の境界がなくなってしまった

今回の震災でご自身の土地と隣地や道路との境界がなくなってしまった場合、改めて境界を確定しなければなりません。

国土院は今回の震災で地盤沈下などの地殻変動が起きたため、土地の境界や測量の基準となる「基準点」の位置もずれてしまったとして、被災地全域で測量をやり直す方針を打ち出しています。

また、隣地との境界については隣地の所有者の方と話し合って改めて境界を確定することも必要になってきます。

このため、土地の境界を再現するにはまだまだ時間が要すると思われる。

「早急に自宅敷地を売却したいので境界を確定したい」といった事情がある方は、弁護士等の専門家にご相談ください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、弁護士の専門家

がれきの処理

◆がれき撤去についての政府指針

政府は、所有者が分からない倒壊した家屋や水に浸かった自動車については、所有者の承諾がえられなくても撤去できるとする指針を示し、各県に通知しています。

このため、倒壊してがれき状態になっていたり、もともとの敷地から津波で流されてしまった家屋は所有者の承諾がなくても撤去されることとなります。なお、位牌やアルバムなど、被災された方にとって大切だと考えられるものについては一時保管することとされています。

また、貴金属や金庫などの有価物は、一時保管をした上で、所有者が明らかにならない場合は遺失物法に基づいた処理がなされることとなっています。遺失物法では保管期間が3ヶ月と定められていますので、今後の情報にお気をつけください。

➡お問い合わせ先／各市町村役場、警察署

働く

自営業の方

—雇用調整助成金—

◆事業縮小でも雇用維持の事業者

売上げが急減した企業が従業員を解雇せずに休業扱いにした場合、休業手当の8割を雇用調整助成金として国が補助します。

助成金を受けるには、本来業績が3ヵ月間悪化していることが条件でしたが、被災地については、1ヵ月に短縮しました。計画停電や部品調達の遅れから操業停止に追い込まれた企業についても、被災地並みの取り扱いになります。

▶お問い合わせ先/岩手労働局総合相談ダイヤル(0120・980・783)、宮城労働局助成金コーナー(022・299・8063)、福島労働局被災者ホットライン(0120・536・088)

—中小企業資金繰り支援策—

◆資金繰りの難しい中小企業

中小企業庁は、今回の震災で被害にあった中小企業の資金繰りを支援するため、①特別相談窓口の開設②既往債務の負担軽減、の措置を実施しています。

相談窓口は、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部、仙台経済産業局に設置されています。

政策金融公庫、商工中金では、融資の返済猶予、条件変更などに柔軟に対応します。被災後に返済猶予の申し込みが遅れても、遡って猶予します。

▶お問い合わせ先/日本政策金融公庫(0120・154・505)、商工中金(0120・079・366)、など

お勤めの方

—失業手当—

◆休業で賃金をもらえない

事業所が災害を受け事業が休止・廃止したため、賃金をもらえず失業状態の人は、実際に離職していなくても失業手当を受給できます。一時的に離職を余儀なくされ、事業再開後の再雇用が予定されている場合でも、失業手当が支給されます。

▶お問い合わせ先/お近くのハローワーク

—未払い賃金立替払い—

◆未払い賃金がある

被災地の中小企業が震災で事業活動を停止し、従業員が賃金未払いのまま退職を余儀なくされた場合、国から未払い賃金の立替払いを受けられます。

市町村の発行するり災証明書など簡単な書類で迅速に処理することになっています。

▶お問い合わせ先/お近くの労働基準監督署

—民間職業紹介の特例措置—

◆避難所での職業紹介OK

人材派遣会社や職業紹介会社が避難所で被災した求職者に対し職業紹介を容易にできるように、出張相談の窓口開設については、許可又は届出の必要な事業所新設としては扱わないことになっています。また、個人のプライバシー保護のため設置が義務付けられているパーティション(仕切り)も不要となりました。

この措置で、避難所での求人活動が活発になることも予想されます。

▶お問い合わせ先/厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課(03・3502・5227)

—派遣労働者の雇用安定—

◆派遣契約の継続を

厚生労働大臣が人材派遣関係団体、経済団体に対し、派遣元、派遣先が派遣労働者の雇用の安定と確保を図るため最大限の配慮をするように要請しています。

派遣元に対しては、契約解除があっても①新たな就業機会の確保に努める、②雇用調整助成金を活用して休業手当を支払うことを求めています。

派遣先に対しては、①派遣契約をできるだけ維持する、②契約を継続しない場合には派遣元への賠償や関連企業への就職あっせんをすることを求めています。

震災を理由にした派遣切りを受けたら、大臣要請の趣旨に反した安易な契約解除かどうか、弁護士に相談することをお勧めします。

➡お問い合わせ先／厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課（03・3502・5227）

自動車・船

自動車

◆廃車手続

津波で自動車が流されてしまったなどの場合、自動車の登録番号がわからなくなってしまっても、登録番号の一部や、車種などによって自動車が特定できれば抹消登録の申請ができます。

またその際、自動車が無くなってしまったことを証明する公的な証明書が無くても、被災した旨の申立書があれば、抹消登録の手続ができます。詳しくはお近くの運輸局、運輸支局の窓口でご確認ください。

また、自動車保険を解約すれば、保険料の支払いを止めることができます。ただし、契約を解約すると、従来の自動車保険でカバーされていた様々な保障がなくなってしまうのでご注意ください。詳しくは、自動車保険を契約している保険会社にお問い合わせください。

▶ お問い合わせ先／東北運輸局（022・299・8851）、各保険会社

宮城県では、浸水した自動車を県が保管場所に移動させ、集めた自動車のナンバーや車種リストを公表することとしています。津波に流されてしまった自動車をお探しの方や、引渡しを希望される方は県に申出て下さい。

なお、引渡し希望されなかった自動車や、所有者が不明の自動車は、一定期間保管した後、県が費用を負担して処分する予定です。

◆自動車検査証の有効期限

国土交通省は、平成23年3月11日から5月10日までに有効期間が満了する自動車

検査証を、以下の対象自動車に限り、満了日を平成23年5月11日に延長しています。

【対象自動車】

以下の対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車および災害復旧等車両。

- ①青森県八戸市及びおいらせ町
- ②岩手県全域
- ③宮城県全域
- ④福島県全域
- ⑤茨城県のうち土浦自動車検査道路区事務所の管轄地を除く地域
- ⑥千葉県旭市

◆新規登録・移転登録

被災者の方が自動車を購入したり、譲り受けたりした場合は、住所のある役場が印鑑登録証明書を交付できない場合や、地震の際に実印を紛失してしまった場合、印鑑登録証明書の提出・実印の捺印の代わりに、運転免許証等、所有者本人を確認できる書面を提示し、署名することで登録手続ができる特別措置がとられています。

◆車庫証明

自動車を購入する場合、自動車保管場所証明書(車庫証明)を取得する必要があります。車庫証明の申請に際しては、「使用の本拠の位置・保管場所の位置」を申請書に記入しなければなりません。一時的に避難所で暮らしているなど、生活の拠点が定まっていないために、この「使用の本拠の位置・保管場所の位置」が特定できない場合には、今まで住んでいた自宅の住所を「使用の本拠の位置」として提出すればいい扱いとなっています。

また、「保管場所使用承諾証明書」については、土地の所有者の方にその作成をお願いすることになりますが、「駐車場を借りていたが、

貸主さんも被災して連絡が取れない」等といった事情がある場合には、お近くの警察署に対応方法を問い合わせてください。

➡お問い合わせ先／お近くの警察署

船

◆日本財団による融資

日本財団（旧日本船舶振興会）は漁船、交通船等を失った事業者に対し、新たに船などを購入するための資金を融資しています。金額は1事業者1億円までで、償還期間は15年間、無利子での融資が受けられます。

➡お問い合わせ先／日本財団・災害支援センター（0120・656・519）

外国人の方

出国

◆一時帰国後のビザの更新手続きについて

1. 再入国許可を受けずに出国した場合

再入国許可を受けずに帰国された場合は、在留資格及び在留期間が消滅します。再び日本に入国するためには、新たに査証を取得した上で、上陸申請を行わなければなりません。

ただし、法務省は、「技能実習」の在留資格で入国し、今回の震災で帰国した外国人の方については特別に、研修できる環境が整っており、引き続き研修をする意思が受け入れ先で確認されれば、「上陸特別許可」を出して研修を続けられるように対応する方針を決めています。また、同省は、再入国の許可を取らずに帰国した外国人留学生についても、留学先の在学証明があれば、査証の取得だけで再入国を認める方針を決めています。

2. 再入国許可を受けて一時帰国した場合

在留期限までは在留資格が存続します。

在留期間の更新手続きは日本の代理人に申し渡すこともできますが、在留期限までに日本に再入国しなければなりません（つまり、在留期限までに日本に再入国しなければ、在留期限の更新はできなくなります）。

なお、法務省は、平成23（2011）年3月11日の時点で適法に在留していた外国人の方で、平成23（2011）年8月30日までに在留期間の満了を迎える、青森県、福島県、岩手県、宮城県、茨城県等の特定区域に居住する方については、在留期間を平成23（2011）年8月31日まで延長する特別措置を採っています。

◆外国人留学生支援について

今回の震災のために一時帰国を余儀なくされた国費留学生については、文部科学省が、再来日のための航空券を支給するなどの支援策を決めています。

また、災害救助法の対象地域の私費留学生については、今回の震災で経済的困窮に陥った成績優秀者を対象に、日本学生支援機構が学習奨励費の追加募集をします。奨励費は、大学院生が1ヶ月6万5千円、学部生は同4万8千円となっています。

➡お問い合わせ先/文部科学省国費留学生係（03・6734・3052）、日本学生支援機構国際奨学課（03・5520・6030）

その他

◆情報入手方法

外国語(母国語)での情報提供については、各地方公共団体の国際交流協会やNPO法人が、ある程度対応しています。

また、インターネットにアクセスできる環境にあるのであれば、外国語による情報提供サイトがあります。

NPO法人多文化共生マネージャー全国会議

| 対応言語 | 電話番号 |
|--------|-----------------|
| 英語 | : 080・3503・9306 |
| 中国語 | : 080・3691・3641 |
| ポルトガル語 | : 080・3486・2768 |
| スペイン語 | : 080・3454・7764 |
| 韓国・朝鮮語 | : 080・3598・5837 |

(いずれも毎日午後1時~午後8時)

◆被災外国人の方のための無料電話相談について

日本弁護士連合会などが、平成23（2011）年3月29日から無料電話相談を開始

しています。

平日午前10時から正午までの2時間、外国人の方の電話相談を受け付けています。英語や中国語、タガログ語等のほか、少数言語にも対応しています。

無料電話相談は、下記電話番号へお電話ください。無料電話相談は平成23(2011)年5月27日までの予定です。

▶お問い合わせ先/日本弁護士連合会電話相談(03・3591・2291)

連絡先一覧

【弁護士会】

<仙台弁護士会>

連絡先.....0120-216-151

気仙沼地区・三陸海岸相談センター.....0226-22-8222

<岩手弁護士会>

連絡先.....019-651-0351

<福島県弁護士会>

連絡先.....024-534-1211(福島)

.....024-925-6511(郡山)

.....0242-27-2522(金津若松)

<青森県弁護士会>

連絡先.....017-763-4671

.....0178-22-8823(八戸)

<秋田弁護士会>

連絡先.....018-862-3775

<東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・

日本弁護士連合会・法テラス主催>

東日本大震災電話相談.....0120-366-556

※外国人被災者への電話相談.....03-3529-2291

<新潟県弁護士会>

連絡先.....025-222-5533

(音声案内+「112」)

<茨城県弁護士会>

連絡先.....029-222-7072

.....029-222-7073

【外国人の方】

<被災地の中国残留邦人向けのホットライン>

厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室

.....03-3593-7890

首都圏「中国帰国者支援・交流センター」

.....03-5807-3172

財団法人「中国残留孤児援護基金」.....03-3501-1050

【損害保険関連】

<社団法人 日本損害保険協会>

損害保険全般に関するお問い合わせ.....0120-107-808

(携帯・PHS:03-3255-1306)

地震保険契約会社照会センター.....0120-501331

<外国損害保険協会>

問い合わせ.....03-5425-7963

<各保険会社>

あいおいニッセイ同和損保.....0120-024-024

.....0120-101-101

朝日火災.....0120-12-0555

アドリック損保.....0120-370-452

アニコム損保.....0800-888-8256

.....03-6810-2314

日新火災.....0120-25-7474

日本興亜損保.....0120-258-110

.....0120-919-498

日立キャピタル損保.....0120-777-640

富士火災.....0120-220-557

.....0120-228-386

イーデザイン損保.....0120-097-045

.....0120-098-045

三井住友海上.....0120-258-189

.....0120-632-277

エイチ・エス損保.....03-3811-8350

.....0120-937-836

三井ダイレクト.....0120-258-312

0120-255-400

SBI損保.....0800-8888-831

.....0800-2222-581

明治安田損保.....0120-550-346

.....0120-255-400

共栄火災.....0120-044-077

.....0120-112-392

エース損保.....0120-115-165

.....0120-16-6755

ジェイアイ傷害火災.....0120-395-470

.....0120-022-616

AIU.....0120-115-165

.....0120-16-6755

セコム損害保険.....0120-210-545
0120-333-962
 アメリカンホーム.....0120-29-9016
0120-218-546
 セゾン自動車火災.....0120-251-024
0120-281-389
 アリアンツ.....0120-958-041
03-4588-7600
 ソニー損保.....0120-715-155
0120-474-505
 アクサ損保.....0120-699-644
0120-193-877
 損保ジャパン.....0120-727-110
0120-888-089
 ゼネラル.....0120-258-015
 そんぽ24.....0120-119-161
0120-919-200
 現代海上.....03-5511-6565
 大同火災.....0120-091-161
0120-671-071
 ニューインディア.....0120-384-906
 東京海上日動.....0120-119-110
0120-868-100
 チューリッヒ.....0120-879-108

アフラック(アメリカンファミリー生命).....0120-016-830
 アリアンツ生命.....0120-997-863
 AIG エジソン生命・0120-956-101(震災優先ダイヤル)
0120-981-088(カスタマーサービスセンター)
 エイアイジー・スター生命.....0120-160-414
 オリックス生命.....0120-506-094
 カーディフ生命.....0120-820-275
 かんぽ生命.....0120-552-950
 クレディ・アグリコル生命.....0120-60-1221
 ジブラルタ生命.....0120-65-2269
 住友生命.....0120-409-554
 ソニー生命.....0120-158-821
 ソニーライフ・エイゴン生命.....0120-955-900
 損保ジャパン DIY 生命.....0120-833-337
 損保ジャパンひまわり生命.....0120-563-506
 第一生命.....0120-811-255
 第一フロンティア生命.....0120-876-126
 大同生命.....0120-789-501
 太陽生命.....0120-972-111
 チューリッヒ・ライフ生命.....0120-236-523
 T&D フィナンシャル生命
0120-301-396(お客様サービスセンター)
0120-302-572(金融機関等窓販専用)

東京海上日動あんしん生命
0120-016-234(契約内容に関するお問い合わせ)
0120-536-338(保険金のご請求)
 東京海上日動フィナンシャル生命.....0120-652-104
 日本興亜生命.....0120-538-107
 日本生命.....0120-201-021
 ネクスティア生命.....0120-953-831
 ハートフォード生命.....0120-167-810
 ピーシーエー生命.....0120-272-811
 富国生命.....0120-259-817
 フコクしんらい生命
0120-700-651(お客さま専用窓口)
0120-546-491(東日本大震災により被災されたお客さま専用)

【生命保険関連】

<生命保険協会>

平日相談窓口(災害地域生保契約照会センター)
0120-001-731
 生命保険相談所.....03-3286-2648

<各生命保険会社>

アイエヌジー生命.....0120-521-513
 あいおい生命.....0120-568-390(平日)
0120-389-101(休日)
 アイリオ生命.....0120-977-010
 アクサ生命.....0120-948-193
 朝日生命.....0120-714-532

富士生命.....0120-211-901
 ブルデンシャル生命.....0120-810-740
 ブルデンシャル・ジブラルタ・ファイナンシャル生命
0120-28-2269
 マスミューチュアル生命.....0120-817-024
 マニユライフ生命
0120-063-730(コールセンター)
 ...0120-922-629(被災されたお客さまの専用)
 三井生命.....0120-318-766
 三井住友海上きらめき生命.....0120-324-386
 三井住友海上プライマリー生命.....0120-81-8107
 みどり生命.....0120-566-322
 明治安田生命.....0120-662-332
 メットライフ アリコ(旧アリコジャパン)....0120-022-203
 メディケア生命.....0120-315-056
 ライフネット生命.....0120-205-566

【クレジットカード関連】

<日本クレジットカード協会>

相談窓口.....03-6738-6626

<東北地方>

あおぎんクレジットカード(株).....017-773-6511
 あおぎんディーシーカード(株).....017-776-2161
 (株)青森銀行.....0120-003-387
 (協)青森日商連.....017-775-3618
 (株)日専連ホールディングス.....017-776-2000
 (株)いわぎんクレジットサービス.....019-622-2331
 (株)いわぎんディーシーカード.....019-622-1073
 きたぎんユーシー(株).....019-623-2600
 (株)東北ジェーシーピーカード.....0120-789-909
 (株)日専連パートナーズ.....019-653-2000
 (株)岩手銀行.....0120-120-086
 ゼビオカード(株).....03-6688-7669(紛失・盗難)
03-6893-8288(デスク)
 (株)大東クレジットサービス.....024-925-3211(UFJ)
024-923-8991(VISA)
 (株)東邦カード.....0120-511-211(JCBデスク)

.....0120-794-082(JCB紛失・盗難)
 (株)東邦銀行.....024-521-5550(JCB)
024-521-5601(VISA)
 (株)東邦クレジットサービス.....024-524-1700
 (株)福島カードサービス.....024-528-8800
 福島信用販売(株).....024-932-6464
 (株)七十七カード.....022-298-1877(JCB)
 ...022-298-2077(VISA・MASTER)
 仙銀カード(株).....022-225-8371
 (株)東北しんきんカード.....022-267-1331
 (株)日専連ライフサービス.....022-267-9222

<その他>

アメリカンエクスプレス.....0120-020-120(個人)
0120-974-990(法人)
0120-333-983(加盟店)
 イオンクレジットサービス(株)120-125-725
 出光クレジット(株).....0120-508-883
 (株)オリエントコーポレーション.....0120-370-024
 (株)クレディセゾン.....0120-107-242(セゾンカード)
03-6668-7669(UCカード)
 (株)ジェーシーピー.....0120-001-876(会員)
0120-535-270(加盟店)
 シティカードジャパン(株).....045-523-1420
 (株)ジャックス.....0120-035-522
 住信・パナソニックファイナンシャルサービス(株)
0120-649-333
 セブンカードサービス(株).....0120-511-211
 (株)ソニーファイナンスインターナショナル
0120-935-698
 三井住友カード(株).....0120-498-098
 三菱UFJニコス(株).....0120-007-425
 ユーシーカード(株).....03-6893-8300
 楽天KC(株).....0570-01-5971(会員)
0570-00-6910(加盟店)
 (社)日本クレジット協会 消費者相談室
03-5645-3361

【火災・中小企業等共済関係】

- 青森県火災共済協同組合.....017-777-8111(代)
- 青森県中小企業共済協同組合.....017-777-8111(代)
- 秋田県火災共済協同組合.....018-864-3320(代)
- 秋田県商工共済協同組合.....018-864-3320(代)
- 岩手県火災共済協同組合.....019-654-2551(代)
- 岩手県中小企業共済協同組合.....019-654-2551(代)
- 宮城県火災共済協同組合.....022-263-1265(代)
- 宮城県中小企業共済協同組合.....022-263-1265(代)
- 山形県火災共済協同組合.....023-647-2380(代)
- 山形県中小企業共済協同組合.....023-647-2380(代)
- 福島県火災共済協同組合.....024-526-1027(代)
- 福島県中小企業共済協同組合.....024-526-1027(代)
- 茨城県火災共済協同組合.....029-224-0610(代)
- 茨城県中小企業共済協同組合.....029-224-0616
- 千葉県火災共済協同組合.....043-246-1014
- 千葉県中小企業共済協同組合.....043-247-267
- 東京都火災共済協同組合.....03-3542-0271(代)
- 東京都中小企業共済協同組合.....03-3542-0271(代)
- 長野県火災共済協同組合.....026-228-1174(代)
- 長野県中小企業共済協同組合.....026-228-1174(代)
- 新潟県火災共済協同組合.....0120-025744
- 新潟県中小企業共済協同組合.....0120-025-744
- 静岡県火災共済協同組合.....054-254-9161(代)
- 静岡県商工共済協同組合.....054-254-9163

<CO・OP共済>

- いわて生活協同組合.....0120-168-160
- 生活クラブ生活協同組合(岩手).....0120-345-712
- 岩手県学校生活協同組合.....0120-528-270
- みやぎ生活協同組合.....0120-398-521
- 生活協同組合あいコープみやぎ.....0120-250-786
- 生活協同組合コープふくしま.....0120-59-1008
- 生活協同組合パルシステム福島.....0120-700-750
- 福島県南生活協同組合.....0120-077-105
- 生活協同組合あいコープふくしま.....0120-212-107
- いばらぎコープ生活協同組合.....0120-414-930
- 常陸生活協同組合.....0120-567-161

- 生活協同組合パルシステム茨城.....0120-700-750
- 生活クラブ生活協同組合.....0120-345-712
- よつ葉生活協同組合.....0120-386-818
- 生活協同組合コープながの.....0120-888-705
- 生活クラブ生活協同組合(長野).....0120-345-712

<JA共済>

- 全国.....0120-536-093
-0120-548-789
- 北海道.....011-232-6375
- 青森県.....017-729-8680
- 岩手県.....0120-370-442
- 宮城県.....0120-14-9031
- 秋田県.....018-864-2362
- 山形県.....023-634-8230
- 福島県.....024-554-3445
- 茨城県.....029-232-2214
- 千葉県.....043-245-7426
- 東京都.....042-542-0157
- 長野県.....026-236-2357
- 新潟県.....0120-023-230

【大学生協】

<共済(生命・火災)に関するお問い合わせ>

- 全国大学生協共済生活協同組合連合会共済サポート
-0120-335-770

<学生賠償責任保険に関するお問い合わせ>

- 共栄火災海上保険株式会社 大学生協保険制度専用
-0120-020-650

<扶養者死亡保障保険に関するお問い合わせ>

- 共栄火災海上保険株式会社 大学生協保険制度専用
-0120-020-650

【全労災】

- 住宅災害 被災受付専用ダイヤル.....0120-005-562

【法務局一覧】

<青森>

青森法務局(本局).....017-776-6231
 むつ支局.....0175-23-3202
 五所川原支局.....0173-34-2330
 弘前支局.....0172-26-1150
 八戸支局.....(登記部門)0178-24-3346
(総務課)0178-24-3351
 十和田支局.....0176-23-2424

<岩手>

盛岡法務局(本局).....0196-24-9851(登記部門)
0196-24-1141(戸籍課)
 花巻支局.....0198-24-8311
 二戸支局.....0195-25-4811
 宮古支局.....0193-62-2337
 一関支局.....0191-23-4149
 水沢支局.....0197-24-0511
 大船渡出張所.....0192-26-2606

<宮城>

仙台法務局(本局).....022-225-5611
 塩竈支局.....022-362-2338
022-363-0065
 名取出張所.....022-382-3031
 大河原支局.....0224-52-6053
0224-52-6054
 古川支局.....0229-22-0510
0229-22-1535
0229-22-0509(登記専用)
 石巻支局.....0225-22-6188
0225-22-6189
 登米支局.....0220-52-2070
0220-52-2498
 気仙沼支局.....0226-22-6692
0226-22-6717

<福島>

福島法務局(本局).....024-534-1111
 二本松出張所.....0243-22-2617
 相馬支局.....0244-36-3413
 郡山支局.....024-922-5624(登記部門)
024-922-1405
 白河支局.....0248-22-1201
0248-22-1202
 須賀川出張所.....0248-76-3921
 若松支局.....0242-27-1498
0242-27-1501(登記)
 田島出張所.....0241-62-0249
 いわき支局.....0246-23-1651
0246-23-1729(登記部門)
 富岡出張所.....0240-22-3052

<茨城>

水戸法務局(本局).....029-227-9911
 日立支局.....0294-21-2253
 常陸太田支局.....0294-73-0221
0294-73-0222
 土浦支局.....029-821-0783
029-821-0792
 つくば出張所.....029-851-8186
029-851-8311
 龍ヶ崎支局.....0297-62-0225
0297-64-2607
 取手出張所.....0297-83-0057
 鹿嶋支局.....0299-83-6000
 下妻支局.....0296-43-3935
0296-43-3937
 筑西出張所.....0296-22-3495
 古河出張所.....0280-22-0295

<長野>

長野法務局(本局).....026-235-6611
 飯山支局.....0269-62-2302
 上田支局.....0268-23-2001
 佐久支局.....0267-67-2272

松本支局.....0263-32-2567
 木曾支局.....0264-22-2186
 大町支局.....0261-22-0379
 諏訪支局.....0266-52-1043
 飯田支局.....0265-22-0014
 伊那支局.....0265-78-3462

【企業・雇用関連】

<労働局>

岩手労働局総合相談ダイヤル.....0120-980-783
 宮城労働局助成金コーナー.....022-299-8063
 福島労働局被災者ホットライン.....0120-536-088

<厚生労働省>

被災者専用フリーダイヤル.....0120-707-118

【商工中金】

<全営業店>

平日相談窓口.....0120-079-366
 休日相談窓口.....0120-542-711

【日本政策金融公庫】

<総合相談窓口>

小規模企業向けの小口資金(国民生活事業)
0120-154-505
0120-220-353(土日祝)
 中小企業向けの長期事業資金(中小企業事業)
0120-154-505
0120-327-790(土日祝)
 農林漁業や食品産業向けの事業資金(農林水産事業)
0120-154-505
0120-926-478(土日祝)

<中小企業向け>

青森支店国民生活事業.....017-723-2331
 青森支店中小企業事業.....017-734-2511
 八戸支店国民生活事業.....0178-22-6274
 盛岡支店国民生活事業.....019-623-4392

盛岡支店中小企業事業.....019-623-6125
 一関支店国民生活事業.....0191-23-4157
 仙台支店国民生活事業.....022-222-5173
 仙台支店中小企業事業.....022-223-8144
 仙台市産業振興事業団.....022-724-1122
 福島支店国民生活事業.....024-523-2341
 福島支店中小企業事業.....024-522-9241
 郡山支店国民生活事業.....024-923-7140
 福島支店中小企業事業.....024-522-9241
 会津若松支店国民生活事業.....0242-27-3120
 日立支店国民生活事業.....0294-24-2451
 土浦支店国民生活事業.....029-822-4141
 潮来市商工会.....0299-80-3831
 水戸支店国民生活事業.....029-221-7137
 水戸支店中小企業事業.....029-231-4246
 坂東市商工会.....0297-35-3317
 行方市商工会.....0299-72-0520

<漁業者向け>

青森支店農林水産事業.....017-777-4211
 盛岡支店農林水産事業.....019-653-5121
 仙台支店農林水産事業.....022-221-2331
 福島支店農林水産事業.....024-521-3328
 水戸支店農林水産事業.....029-232-3623
 水戸支店中小企業事業.....029-231-4246

【労働基準監督署一覧】

<青森>

青森.....017-734-4444
 弘前.....0172-33-6411
0178-46-3311
 五所川原.....0173-35-2309
 十和田.....0176-23-2780
 むつ.....0175-22-3136

<岩手>

盛岡.....019-621-5115
 宮古.....0193-62-6455

釜石.....0193-22-3831
 花巻.....0198-23-5231
 一関.....0191-23-4125
 大船渡.....0192-26-5231
 二戸.....0195-23-4131

<宮城>

仙台.....022-299-9071
 石巻.....0225-22-3365
 古川.....0229-22-2112
 大河原.....0224-53-2154
 瀬峰.....0228-38-3131

<秋田>

秋田.....018-865-3671
 能代.....0185-52-6151
 大館.....0186-42-4033
 横手.....0182-32-3111
 大曲.....0187-63-5151
 本荘.....0184-22-4124

<福島>

福島.....024-536-4610
 郡山.....024-922-1370
 いわき.....0246-23-2255
 会津.....0242-26-6494
 白河.....0248-24-1391
 須賀川.....0248-75-3519
 会津(喜多方支署).....0241-22-4211
 相馬.....0244-36-4175
 富岡.....0240-22-3003

<茨城>

水戸.....029-226-2237
 日立.....0294-22-5187
 土浦.....029-821-5127
 筑西.....0296-22-4564
 古河.....0280-32-3232

常総.....0297-22-0264
 龍ヶ崎.....0297-62-3331
 鹿嶋.....0299-83-8461

【ハローワーク(職業安定所)一覧】

<青森>

青森.....017-776-1561
 八戸.....0178-22-8609
 弘前.....0172-38-8609
 むつ.....0175-22-1331
 野辺地.....0175-64-8609
 五所川原.....0173-34-3171
 三沢.....0176-53-4178
 十和田(出).....0176-23-5361
 黒石.....0172-53-8609

<岩手>

盛岡.....019-624-8902
 ハローワークプラザ盛岡.....019-623-4800
 沼宮内(出).....0195-62-2139
 釜石.....0193-23-8609
 遠野(出).....0198-62-2842
 宮古.....0193-63-8609
 花巻.....0198-23-5118
 一関.....0191-23-4135
 水沢.....0197-24-8609
 北上.....0197-63-3314
 大船渡.....0192-27-4165
 二戸.....0195-23-3341
 久慈.....0194-53-3374

<宮城>

仙台.....022-299-8811
 ハローワークプラザ青葉.....022-266-8609
 ハローワークプラザ泉.....022-771-1217
 大和(出).....022-345-2350
 石巻.....0225-95-0158
 塩釜.....022-362-3361

古川.....0229-22-2305
大河原.....0224-53-1042
白石(出).....0224-25-3107
築館.....0228-22-2531
迫.....0220-22-8609
気仙沼.....0226-22-6720

<秋田>

秋田.....018-864-4111(代)
ハローワークプラザ秋田(準備中).....018-836-7820
男鹿(出).....0185-23-2411~2
能代.....0185-54-7311~3
大館.....0186-42-2531~3
鷹巣(出).....0186-60-1586
大曲.....0187-63-0335~6
角館(出).....0187-54-2434
本荘.....0184-22-3421~2
横手.....0182-32-1165~6
湯沢.....0183-73-6117~9
鹿角.....0186-23-2173
.....0186-23-2173

<福島>

福島.....024-534-4121
平.....0246-23-1421
磐城(出).....0246-54-6666
勿来(出).....0246-63-3171
会津若松.....0242-26-3333
南会津(出).....0241-62-1101
喜多方(出).....0241-22-4111
郡山.....024-942-8609
ハローワークプラザ郡山.....024-931-1151
白河.....0248-24-1256
須賀川.....0248-76-8609
相双.....0244-24-3531
相馬(出).....0244-36-0211
富岡(出).....0240-22-3121
二本松.....0243-23-0343

<茨城>

水戸.....029-231-6221
笠間(出).....0296-72-0252
日立.....0294-21-6441
筑西.....0296-22-2188
下妻(出).....0296-43-3737
土浦.....029-822-5124
古河.....0280-32-0461
常総.....0297-22-8609
石岡.....0299-26-8141
常陸大宮.....0295-52-3185
龍ヶ崎.....0297-60-2727
高萩.....0293-22-2549
常陸鹿嶋.....0299-83-2318

<厚生労働省小公曉安定局 派遣・有期労働対策需給調整事業化>

問い合わせ.....03-3502-5227

【日本財団(旧日本船舶振興会)】

災害支援センター.....0120-65-6519

【受信料】

<日本放送協会(NHK)>

受信料に関するナビダイヤル 0570-077-077

【運転免許センター一覧】

<青森>

青森運転免許センター.....0177-82-0081

<岩手>

岩手運転免許センター.....019-683-1251

釜石沿岸運転免許センター.....019-322-6280

県南運転免許センター.....019-744-3511

県北運転免許センター.....0194-52-0613

<秋田>

秋田運転免許センター.....018-863-1111

<宮城>0246-27-6151
 宮城運輸免許センター.....022-373-3601
 古川運輸免許センター.....0229-22-8011
 石巻運輸免許センター.....0225-83-6211
 仙南運輸免許センター.....0224-53-0111

<山形>
 山形警察本部運輸免許センター.....023-655-2150

<福島>
 福島警察本部運輸免許センター.....024-591-4372
 郡山警察本部運輸免許センター.....024-961-2100

【運輸局一覧】

東北運輸局(本局).....022-299-8851
 青森運輸支局.....017-739-1501
 青森運輸支局 八戸自動車検査登録事務所
0178-20-3161
 青森運輸支局 八戸海事事務所.....0178-33-0718
 岩手運輸支局(本庁舎).....019-638-2154
 岩手運輸支局(宮古庁・海事関係のみ).....0193-62-3500
 ※現在、業務再開にむけて準備中です。
 宮城運輸支局.....022-235-2517
 気仙沼海事事務所.....0226-22-6906
 ※津波被害により、現在事務所を気仙沼魚市場(屋上
 西倉庫内)に設置して業務再開しました。
(船員関係)090-5180-3732
(船舶検査登録関係)090-6255-4505
 石巻海事事務所.....0225-95-1228
 ※津波被害により、仮事務所を石巻合同庁舎3階に
 設置して業務再開します。
 お問い合わせ.....090-5180-3733
 秋田運輸支局.....018-863-5811
 福島運輸支局(本庁舎).....024-546-0345
 福島運輸支局(小名浜庁舎・海事関係のみ)
0246-54-2311
 ※現在、業務再開にむけて準備中です。
 福島運輸支局 いわき自動車検査登録事務所

【税務署一覧】

<青森>
 青森税務署.....017-776-4241
 黒石税務署.....0172-52-4111
 五所川原税務署.....0173-34-3136
 十和田税務署.....0176-23-3151
 八戸税務署.....0178-43-0141
 弘前税務署.....0172-32-0331
 むつ税務署.....0175-22-3294

<岩手>
 一関税務署.....0191-23-4205
 大船渡税務署.....0192-26-3481
 釜石税務署.....0193-25-2081
 久慈税務署.....0194-53-4161
 二戸税務署.....0195-23-2701
 花巻税務署.....0198-23-3341
 水沢税務署.....0197-24-5111
 宮古税務署.....0193-62-1921
 盛岡税務署.....019-622-6141

<宮城>
 石巻税務署.....0225-22-4151
 大河原税務署.....0224-52-2202
 気仙沼税務署.....0226-22-6780
 佐沼税務署.....0220-22-2501
 塩釜税務署.....022-362-2151
 仙台北税務署.....022-222-8121
 仙台中税務署.....022-783-7831
 仙台南税務署.....022-306-8001
 築館税務署.....0228-22-2261
 古川税務署.....0229-22-1711

<福島>
 会津若松税務署.....0242-27-4311
 いわき税務署.....0246-23-2141

喜多方税務署.....0241-24-5050
 郡山税務署.....024-932-2041
 白河税務署.....0248-22-7111
 須賀川税務署.....0248-75-2194
 相馬税務署.....0244-36-3111
 田島税務署.....0241-62-1230
 二本松税務署.....0243-22-1192
 福島税務署.....024-534-3121

<茨城>

潮来税務署.....0299-66-6931
 太田税務署.....0294-72-2171
 古河税務署.....0280-32-4161
 下館税務署.....0296-24-2121
 土浦税務署.....029-822-1100
 日立税務署.....0294-21-6346
 水戸税務署.....029-231-4211
 竜ヶ崎税務署.....0297-66-1303

【全国避難者情報システムについて】

総務省自治行政局住民制度課.....03-5253-5517

【独立行政法人住宅金融支援機構】

<住宅金融支援機構お客様コールセンター災害専用>
048-615-0420
0120-086-353

<各相談窓口出張所に関する問い合わせ>

住宅金融支援機構東北支店
 ...022-227-5012(宮城・福島・岩手各出張所総合窓口)

【奨学金関係】

<独立行政法人日本学生支援機構>
 東北支部.....022-274-8002
 関東甲信越支部.....03-4330-0635

【障害者の方関連】

<日本障害フォーラム(JDF)>

東北関東大震災日債障害者総合支援本部 みやぎ支援
 センター.....022-306-4663
080-4373-6077
080-4373-6078
 被災地障害支援センター福島.....080-6007-8531

【介護関連・地域包括支援センター一覧】

<青森>

青森市地域包括支援センターおきだて..017-761-4580
 青森市地域包括支援センターすずかけ..017-761-7111
 青森市中央地域包括支援センター.....017-723-8111
 青森市東青森地域包括支援センター.....017-765-3351
 青森市南地域包括支援センター.....017-728-3451
 青森市東部地域包括支援センター.....017-726-5288
 青森市おおの地域包括支援センター.....017-711-7475
 青森市地域包括支援センター寿永.....017-739-6711
 青森市地域包括支援センターのぎわ...017-763-2255
 青森市地域包括支援センターみちのく..017-765-0892
 青森市地域包括支援センター浪岡.....0172-69-1117
 八戸市地域包括支援センター.....0178-43-2111
 十和田市地域包括支援センター.....0176-23-5111
 三沢市地域包括支援センター.....0176-51-8773
 むつ市地域包括支援センター.....0175-22-1111
 つがる市地域包括支援センター.....0173-42-2111
 平内町地域包括支援センター.....017-755-2114
 外ヶ浜町地域包括支援センター.....0174-31-1241
 蓬田村地域包括支援センター.....0174-27-3445
 鯉ヶ沢町地域包括支援センター.....0173-82-1600
 深瀬町地域包括支援センター.....0173-76-2042
 鶴田町地域包括支援センター.....0173-22-3394
 中泊町地域包括支援センター.....0173-57-3601
 野辺地町地域包括支援センター.....0175-64-2111
 七戸町地域包括支援センター.....0176-68-3500
 横浜町地域包括支援センター.....0175-78-2111
 東北町地域包括支援センター.....0176-56-3111
 六ヶ所村地域包括支援センター.....0175-72-2111
 東通村地域包括支援センター.....0175-28-5700
 三戸町地域包括支援センター.....0179-20-1153

階上町地域包括支援センター……………0178-88-2115

<岩手県>

金ヶ崎町地域包括支援センター……………0197-44-4560
 一戸町地域包括支援センター……………0195-32-3700
 高齢者総合相談センターさくらまち……0191-48-3180
 高齢者総合相談センターしぶたみ……0191-71-0053
 一関西部地域包括支援センター……………0191-31-8618
 岩手町地域包括支援センター……………0195-62-2111
 岩泉町地域包括支援センター……………0194-22-2111
 雫石町地域包括支援センター……………019-691-1105
 滝沢村地域包括支援センター……………019-684-2111
 大槌町地域包括支援センター……………0193-42-8749
 奥州市江刺地域包括支援センター……0197-35-2111
 大船渡市地域包括支援センター……………0192-26-2943
 奥州市胆沢地域包括支援センター……0197-46-2977
 奥州市衣川地域包括支援センター……0197-52-3800
 奥州市前沢地域包括支援センター……0197-41-3501
 奥州市水沢地域包括支援センター……0197-51-5465
 釜石市地域包括支援センター……………0193-22-2620
 軽米町地域包括支援センター……………0195-46-4111
 北上市地域包括支援センター……………0197-64-2111
 九戸村地域包括支援センター……………0195-42-2111
 葛巻町地域包括支援センター……………0195-66-2111
 住田町地域包括支援センター……………0192-46-2424
 田野畑村地域包括支援センター……………0194-33-3102
 下閉伊郡普代村普代村地域包括支援センター
 ………………0194-35-3795
 山田町山田町地域包括支援センター……0193-82-3136
 遠野市地域包括支援センター……………0198-62-5111
 二戸市地域包括支援センター……………0195-23-0810
 八幡平市地域包括支援センター……………0195-76-2111
 花巻西地域包括支援センター……………0198-25-2504
 花巻中央地域包括支援センター……………0198-24-7246
 石鳥谷地域包括支援センター……………0198-45-4666
 大迫地域包括支援センター……………0198-48-4186
 東和地域包括支援センター……………0198-44-2805
 宮古市地域包括支援センター……………0193-62-2111

紫波町地域包括支援センター……………019-671-1101
 矢巾町地域包括支援センター……………019-611-2855
 イーハートブ地域包括支援センター……019-635-5777
 五月園地域包括支援センター……………019-613-6161
 山岸和敬荘地域包括支援センター……019-662-8000
 盛岡駅西口地域包括支援センター……019-606-3361
 地域包括支援センター川久保……………019-635-1682
 玉山地域包括支援センター……………019-682-0088
 青山和敬荘地域包括支援センター……019-648-8622
 陸前高田市地域包括支援センター……0192-54-2111
 西和賀町地域包括支援センター……0197-85-3137
 一関東部地域包括支援センター……0191-51-3040
 久慈市地域包括支援センター……………0194-61-1557
 野田村地域包括支援センター……………0194-78-3310
 洋野町地域包括支援センター……………0194-69-1966

<宮城県>

宮城野区燕沢地域包括支援センター……022-388-3690
 宮城野区岩切地域包括支援センター……022-255-2524
 宮城野区高砂地域包括支援センター……022-388-7828
 宮城野区東仙台地域包括支援センター…022-782-3511
 宮城野区福田町地域包括支援センター…022-388-6101
 宮城野区榴岡地域包括支援センター……022-297-5906
 若林区遠見塚地域包括支援センター……022-781-3877
 若林区河原町地域包括支援センター……022-262-1180
 若林区荒浜地域包括支援センター……022-288-7581
 若林区六郷地域包括支援センター……022-289-2111
 青葉区あやし地域包括支援センター……022-392-2230
 青葉区花京院地域包括支援センター……022-716-5390
 青葉区五橋地域包括支援センター……022-716-5460
 青葉区国見ヶ丘地域包括支援センター…022-303-3805
 青葉区国見地域包括支援センター……022-727-8923
 青葉区桜ヶ丘地域包括支援センター……022-303-5870
 青葉区小松島地域包括支援センター……022-233-6954
 青葉区上杉地域包括支援センター……022-221-5569
 青葉区双葉ヶ丘地域包括支援センター…022-275-3881
 青葉区台原地域包括支援センター……022-727-5360
 青葉区大倉地域包括支援センター……022-391-2161

青葉区南吉成地域包括支援センター……022-719-5733
 青葉区木町通地域包括支援センター……022-728-7830
 青葉区葉山地域包括支援センター……022-273-4910
 泉区向陽台地域包括支援センター……022-343-1512
 泉区根白石地域包括支援センター……022-376-8310
 泉区寺岡地域包括支援センター……022-378-8886
 泉区将監地域包括支援センター……022-772-5501
 泉区松森地域包括支援センター……022-772-6220
 泉区泉中央地域包括支援センター……022-372-8079
 泉区南光台地域包括支援センター……022-728-8500
 泉区虹の丘地域包括支援センター……022-373-9333
 泉区八乙女地域包括支援センター……022-773-3611
 太白区愛宕橋地域包括支援センター……022-215-8822
 太白区郡山地域包括支援センター……022-748-0455
 太白区山田地域包括支援センター……022-307-4440
 太白区秋保地域包括支援センター……022-399-2205
 太白区西多賀地域包括支援センター……022-307-3383
 太白区西中田地域包括支援センター……022-741-5290
 太白区長町地域包括支援センター……022-304-2154
 太白区東中田地域包括支援センター……022-242-6351
 太白区八木山地域包括支援センター……022-229-0811
 太白区富沢地域包括支援センター……022-748-0503
 太白区茂庭地域包括支援センター……022-281-4115
 白石市地域包括支援センター……0224-22-1361
 角田市地域包括支援センター……0224-61-1288
 蔵王町地域包括支援センター……0224-33-2003
 セケ宿町地域包括支援センター……0224-37-2331
 大河原町地域包括支援センター……0224-51-3480
 村田町地域包括支援センター……0224-83-6413
 柴田町地域包括支援センター……0224-86-3340
 川崎町地域包括支援センター……0224-84-6021
 丸森町地域包括支援センター……0224-72-3023
 塩竈市地域包括支援センター……022-366-1204
 塩竈市西部地区地域包括支援センター…022-367-0414
 塩竈市北部地区地域包括支援センター…022-361-3822
 名取東地域包括支援センター……022-385-3530
 名取南地域包括支援センター……022-399-7570
 名取西地域包括支援センター……022-386-7225

多賀城市中央地域包括支援センター……022-368-6350
 多賀城市西部地域包括支援センター……022-209-3950
 多賀城市東部地域包括支援センター……022-363-4055
 岩沼西地域包括支援センター……0223-36-7266
 岩沼市社会福祉協議会地域包括支援センター
 ……………0223-25-6834
 南東北地域包括支援センター……0223-23-7543
 マリンホーム地域包括支援センター……0223-25-6656
 亘理町地域包括支援センター……0223-34-1331
 山元町地域包括支援センター……0223-37-3901
 松島町地域包括支援センター……022-354-6525
 セケ浜町地域包括支援センター……022-357-7447
 利府町地域包括支援センター……022-356-1334
 大和町地域包括支援センター……022-345-7241
 大郷町地域包括支援センター……022-359-4826
 富谷町保健福祉総合支援センター……022-348-1138
 大衡村地域包括支援センター……022-345-6060
 大崎市古川地域包括支援センター……0229-87-3113
 大崎市志田地域包括支援センター……0229-53-1271
 大崎市玉造地域包括支援センター……0229-72-4888
 大崎市田尻地域包括支援センター……0229-39-3601
 色麻町地域包括支援センター……0229-66-1071
 加美町地域包括支援センター……0229-63-3600
 涌谷町地域包括支援センター……0229-43-5111
 美里町地域包括支援センター……0229-32-2941
 栗原市築館・志波姫地域包括支援センター
 ……………0228-24-8080
 栗原市若柳・金成地域包括支援センター…0228-42-3233
 栗原市栗駒・鶯沢地域包括支援センター…0228-45-2471
 栗原市瀨峰・高清水地域包括支援センター
 ……………0228-59-3861
 栗原市一迫・花山地域包括支援センター…0228-52-2110
 登米市迫地域包括支援センター……0220-22-1152
 登米市中田・石越地域包括支援センター…0220-34-7611
 登米市東和・登米地域包括支援センター…0220-53-4811
 登米市米山・南方地域包括支援センター…0220-29-5821
 登米市津山・豊里地域包括支援センター…0225-68-3780
 石巻市中央地域包括支援センター……0225-21-5171

石巻市稲井地域包括支援センター.....0225-93-8166
 石巻市蛇田地域包括支援センター.....0225-92-7355
 石巻市山下地域包括支援センター.....0225-96-2010
 石巻市渡波地域包括支援センター.....0225-25-3771
 石巻市漢地域包括支援センター.....0225-90-3146
 石巻市雄勝地域包括支援センター.....0225-61-3732
 石巻市河南地域包括支援センター.....0225-86-5501
 石巻市ものう地域包括支援センター.....0225-76-5581
 東松島市地域包括支援センター.....0225-83-1966
 女川町地域包括支援センター.....0225-53-2272
 気仙沼市地域包括支援センター.....0226-21-1212
 本吉分室.....0226-42-2975
 南三陸町地域包括支援センター.....0226-46-5266

<福島県>

福島市中央地域包括支援センター.....024-533-8891
 福島市渡利地域包括支援センター.....024-515-3135
 福島市南地域包括支援センター.....024-547-2345
 福島市清水東地域包括支援センター.....024-558-7300
 福島市清水西地域包括支援センター.....024-591-4876
 福島市信陵地域包括支援センター.....024-557-7773
 福島市北信東地域包括支援センター.....024-553-1555
 福島市北信西地域包括支援センター.....024-552-5544
 福島市清明・吉井田地域包括支援センター
024-546-6222
 福島市飯坂南地域包括支援センター.....024-542-8779
 福島市飯坂北地域包括支援センター.....024-542-6633
 福島市飯坂東地域包括支援センター.....024-542-8411
 福島市松川地域包括支援センター.....024-567-5840
 福島市信夫地域包括支援センター.....024-593-0151
 福島市吾妻東地域包括支援センター.....024-555-3505
 福島市吾妻西地域包括支援センター.....024-591-3708
 福島市第三・東部地域包括支援センター
024-525-7888
 福島市西部地域包括支援センター.....024-594-5800
 立子山・飯野地域包括支援センター.....024-562-4110
 二本松市地域包括支援センター.....0243-23-3600
 二本松市地域包括支援センター岩代分室(サブセンタ

ー).....0243-55-3455
 本宮市地域包括支援センター.....0243-33-1111
 伊達市梁川地域包括支援センター.....024-577-6111
 伊達市保原地域包括支援センター.....024-574-4774
 伊達市伊達地域包括支援センター.....024-551-2144
 伊達市霊山・月館地域包括支援センター
024-586-1323
 桑折町地域包括支援センター.....024-582-1188
 国見町地域包括支援センター.....024-585-2702
 川俣町地域包括支援センター.....024-538-2600
 大玉村地域包括支援センター.....0243-48-3131
 郡山北部地域包括支援センター.....024-931-3032
 郡山中央地域包括支援センター.....024-925-5858
 郡山南部地域包括支援センター.....024-991-5811
 郡山西部地域包括支援センター.....024-923-6221
 芳賀・小原地域包括支援センター.....024-941-1121
 富田地域包括支援センター.....024-935-0522
 大槻・逢瀬地域包括支援センター.....024-962-3945
 大成・大槻東地域包括支援センター.....024-962-7013
 安積地域包括支援センター.....024-946-9088
 三穂田地域包括支援センター.....024-946-1527
 片平・喜久田地域包括支援センター.....024-962-0354
 日和田・西田地域包括支援センター.....024-958-6878
 富久山地域包括支援センター.....024-934-5340
 湖南地区地域包括支援センター.....024-992-0291
 熱海地域包括支援センター.....024-984-6868
 田村地域包括支援センター.....024-955-4013
 郡山東部・中田地域包括支援センター.....024-956-8200
 須賀川中央地域包括支援センター.....0248-88-8215
 須賀川西部地域包括支援センター.....0248-75-3222
 須賀川東部地域包括支援センター.....0248-79-1551
 須賀川長沼・岩瀬地域包括支援センター
0248-67-3113
 田村市地域包括支援センター.....0247-81-1307
 鏡石町地域包括支援センター「あんしんかん」
0248-92-3212
 天栄村地域包括支援センター.....0248-82-3833
 石川町地域包括支援センター.....0247-26-4606

玉川村地域包括支援センター……………0247-57-4620
 平田村地域包括支援センター……………0247-55-3125
 浅川町地域包括支援センター……………0247-36-4723
 古殿町地域包括支援センター……………0247-53-4394
 三春町地域包括支援センター……………0247-62-8586
 小野町地域包括支援センター……………0247-72-2128
 白河市地域包括支援センター……………0248-21-0332
 西郷村地域包括支援センター……………0248-25-5121
 泉崎村地域包括支援センター……………0248-54-1777
 中島村地域包括支援センター……………0248-52-3400
 矢吹町地域包括支援センター……………0248-44-5233
 棚倉町地域包括支援センター……………0247-33-7811
 矢祭町地域包括支援センター……………0247-46-3770
 塙町地域包括支援センター……………0247-43-2224
 鮫川村地域包括支援センター……………0247-29-1233
 会津若松市若松第1地域包括支援センター
 ………………0242-36-6770
 会津若松市若松第2地域包括支援センター
 ………………0242-27-0211
 会津若松市若松第3地域包括支援センター
 ………………0242-38-3090
 会津若松市若松第4地域包括支援センター
 ………………0242-37-7711
 会津若松市若松第5地域包括支援センター
 ………………0242-39-2779
 会津若松市北会津地域包括支援センター
 ………………0242-56-5005
 会津若松市河東地域包括支援センター…0242-75-4815
 喜多方市地域包括支援センター……………0241-21-8856
 熱塩加納サブセンター……………0241-36-2336
 塩川サブセンター……………0241-28-1253
 山都サブセンター……………0241-38-3139
 高郷サブセンター……………0244-44-7111
 北塩原村地域包括支援センター……………0241-28-3733
 にしあいづ地域包括支援センター……………0241-45-3327
 磐梯町地域包括支援センター……………0242-73-3530
 猪苗代町地域包括支援センター……………0242-72-1530
 会津坂下町地域包括支援センター……………0242-84-2700

湯川村地域包括支援センター……………0241-28-1585
 柳津町地域包括支援センター……………0241-42-2550
 三島町地域包括支援センター……………0241-48-5044
 金山町地域包括支援センター……………0241-55-3409
 昭和村地域包括支援センター……………0241-57-2648
 会津美里町地域包括支援センター……………0242-56-2256
 下郷町地域包括支援センター……………0241-69-1199
 檜枝岐村地域包括支援センター……………0241-75-2382
 只見町地域包括支援センター……………0241-84-7005
 南会津町地域包括支援センター……………0241-62-6161
 相馬市地域包括支援センター……………0244-36-2227
 原町東地域包括支援センター……………0244-24-3390
 南相馬市地域包括支援センター……………0244-25-3329
 小高地地域包括支援センター……………0244-44-5977
 鹿島地域包括支援センター……………024446-5354
 広野町地域包括支援センター……………0240-27-4681
 楢葉町地域包括支援センター……………0240-25-4155
 富岡町地域包括支援センター……………0240-21-0210
 川内村地域包括支援センター……………0240-38-2941
 大熊町地域包括支援センター……………0240-32-3113
 双葉町地域包括支援センター……………0240-23-0333
 浪江町地域包括支援センター……………0240-34-4664
 葛尾村地域包括支援センター……………0240-29-2112
 新地町地域包括支援センター……………0244-62-5580
 飯館村地域包括支援センター……………0244-42-1113
 平地域包括支援センター……………0246-22-1174
 小名浜地域包括支援センター……………0246-53-4760
 勿来・田人地域包括支援センター……………0246-63-2140
 常磐・遠野地域包括支援センター……………0246-43-2151
 内郷・好間・三和地域包括支援センター…0246-27-8660
 四倉・久之浜大久地域包括支援センター
 ………………0246-32-2115
 小川・川前地域包括支援センター……………0246-83-1411

<茨城県>

水戸市地域支援センター……………029-224-1111
 笠間市友部地域包括支援センター……………0296-77-1101
 笠間市笠間地域包括支援センター……………0296-72-1111

笠間市岩間地域包括支援センター……………0299-37-6611
 小美玉市地域包括支援センター……………0299-48-1111
 小美玉市地域包括支援センター美野里…0299-35-7172
 茨城町地域包括支援センター……………029-292-8577
 大洗町地域包括支援センター……………029-267-4100
 城里町地域包括支援センター……………029-288-3111
 日立市地域包括支援センター……………0294-22-3111
 地域包括支援センター福祉の森聖孝園…0294-39-1166
 地域包括支援センター鮎川さくら館…0294-36-7300
 常陸太田市地域包括支援センター……………0294-72-8881
 高萩市地域包括支援センター……………0293-22-0080
 北茨城市地域包括支援センター……………0293-43-1111
 ひたちなか市地域包括支援センター…029-273-0111
 ひたちなか市南部地域包括支援センター
 ………………029-354-5221
 ひたちなか市西部地域包括支援センター
 ………………029-276-0655
 常陸大宮市南部地域包括支援センター…0295-53-6810
 常陸大宮市北部地域包括支援センター…0295-57-3326
 地域包括支援センター青燈会……………029-295-5288
 地域包括支援センターナザレ園……………029-296-3405
 地域包括支援センターゆたか園……………029-295-1287
 東海村地域包括支援センター……………029-287-2516
 大子町地域包括支援センター……………0295-72-1175
 地域包括支援センター たかおざき…0299-82-9351
 地域包括支援センター サントピア鹿島…0299-85-1522
 潮来市地域包括支援センター……………0299-63-1288
 神栖市地域包括支援センター……………0299-91-1701
 はさき地域包括支援センター……………0479-44-1170
 行方市地域包括支援センター……………0299-55-0111
 銚田市地域包括支援センター……………0291-34-0011
 土浦市地域包括支援センター……………029-826-1146
 土浦市社会福祉協議会 地域包括支援センターうらら
 ………………029-824-0332
 石岡市地域包括支援センター……………0299-35-1127
 龍ヶ崎市地域包括支援センター……………0297-62-8686
 取手市地域包括支援センター……………0297-71-2727
 牛久市地域包括支援センター……………029-871-1295

つくば市地域包括支援センター……………029-857-9009
 つくば市地域包括支援センター(社会福祉協議会)
 ………………029-857-5634
 守谷市地域包括支援センター……………0297-45-1111
 稲敷市地域包括支援センター……………029-892-5711
 かすみがうら市地域包括支援センター…0299-59-2111
 つくばみらい市地域包括支援センター…0297-57-0123
 美浦村地域包括支援センター……………029-885-0340
 阿見町地域包括支援センター……………029-887-8124
 河内町地域包括支援センター……………0297-60-4071
 利根町地域包括支援センター……………0297-68-8941
 古河市中央地域包括支援センター…0280-92-5920
 結城市地域包括支援センター……………0296-34-0324
 下妻市地域包括支援センター……………0296-43-2111
 常総市地域包括支援センター……………0297-23-2930
 筑西市地域包括支援センター……………0296-24-2111
 坂東市地域包括支援センター……………0280-82-1284
 坂東市南部地域包括支援センター…0297-38-1111
 桜川市地域包括支援センター……………0296-75-3111
 八千代町地域包括支援センター……………0296-30-2400
 五霞町地域包括支援センター……………0280-84-0006
 境町地域包括支援センター……………0280-87-7111

【あしなが育英会】

相談窓口……………0120-77-8565

【東京電力】

<福島原子力保障相談室>

相談窓口……………0120-926-404

※ただし、平成23年4月28日から開始予定

【日本財団災害支援センター】

相談窓口……………0120-65-6519

【日本年金機構】

<「東日本大震災」により被災された方のお問い合わせ>

被災者専用フリーダイヤル……………0120-707-118

050 番号の IP 電話から……………03-6700-1131

【年金事務所一覧】

<青森>

青森年金事務所.....017-734-7495
八戸年金事務所.....0178-44-1742
弘前年金事務所.....0172-27-1339
むつ年金事務所.....0175-22-4947

<岩手>

一関年金事務所.....0191-23-4246
二戸年金事務所.....0195-23-4111
花巻年金事務所.....0198-23-3351
宮古年金事務所.....0193-62-1963
盛岡年金事務所.....019-623-6211

<宮城>

石巻年金事務所.....0225-22-8529
大河原年金事務所.....0224-51-3112
仙台北年金事務所.....022-224-0892
仙台東年金事務所.....022-257-6112
仙台南年金事務所.....022-246-5117
街角の年金相談センター仙台.....022-262-5527

※電話相談不可・窓口相談のみ

古川年金事務所.....0229-23-1200

<福島>

会津若松年金事務所.....0242-27-5321
郡山年金事務所.....024-932-3434
白河年金事務所.....0248-27-4161
相馬年金事務所.....0244-36-5172
平年金事務所.....0246-23-5611
東北福島年金事務所.....024-535-0141
街角の年金相談センター福島.....024-531-3838

※電話相談不可・窓口相談のみ

<茨城>

下館年金事務所.....0296-25-0834
土浦年金事務所.....029-824-7169

街角の年金相談センター土浦.....029-825-2300

※電話相談不可・窓口相談のみ

日立年金事務所.....0294-24-2193
水戸北年金事務所.....029-231-2283
水戸南年金事務所.....029-227-3278
街角の年金相談センター水戸.....029-231-6541

【金融機関一覧】

<三菱東京UFJ銀行>

震災に関する専用フリーダイヤル.....0120-818-130
住宅ローン・無担保貸付ローン.....0120-013-485
無担保カードローン.....0120-775-043

<三菱UFJ信託銀行>

インフォメーションデスク.....0120-349-250
仙台支店.....022-262-8111

<みずほ銀行>

相談窓口.....0120-3242-86(33#)

<みずほコーポレート銀行>

仙台営業部 臨時電話相談窓口.....022-713-3322

<みずほ信託銀行>

相談窓口.....0120-081-506
仙台支店.....0120-666-171

<三井住友銀行>

相談窓口.....0120-11-5866

<りそな銀行>

被災地での営業状況のお問い合わせ...0120-24-3989
仙台支店への来店予約受付.....022-262-1161
震災に関する預金等関連フリーダイヤル
.....0120-68-8865

震災に関するローン関連専用フリーダイヤル

.....0120-61-3989

確定拠出年金に関するお問い合わせ...0120-401-987

上記以外の年金に関するお問い合わせ・0120-528-266

(携帯電話・PHS からは 03-6832-2253)

その他のお問い合わせ.....0120-77-6910

<住友信託銀行>

(携帯電話・PHS からは 03-6832-2255)

相談窓口.....0120-897-117

<中央三井信託銀行>

相談窓口.....0120-56-2031

<新生銀行>

新生パワーコール.....0120-456-007

個人融資専用.....0120-456-515

法人融資専用.....0120-067-607

<あおぞら銀行>

平日相談窓口.....0120-250-399(あおぞらホームコール)

休日相談窓口.....0120-198-231(仙台支店)

<イオン銀行>

相談窓口.....0120-13-1089

<ジャパンネット銀行>

相談窓口.....0120-369-074

(携帯電話・PHS からは 03-6739-5000)

<セブン銀行>

相談窓口.....0088-21-1189

セブン銀行の口座・ATMに関するお問合せ

.....0120-77-1179

<ソニー銀行>

相談窓口.....0120-365-723

※住宅ローン・無担保ローンについては、音声ガイダンスが流れましたら「99#」を押してください。

<楽天銀行>

楽天銀行スーパーローン.....0120-638-411

楽天銀行住宅ローン.....0120-456-225

VISA デビットカード.....0120-83-6910

<じぶん銀行>

お客さまセンター.....0120-926-111

.....03-6311-8003

じぶんローン支店(カードローン).....0120-926-222

<住信SBIネット銀行>

一般のお問合せ.....0120-103-371(通話料無料)

.....03-5363-7382(通話料有料)

住宅ローン専用.....0120-552-758(通話料無料)

.....03-5363-7383(通話料有料)

<ゆうちょ銀行>

相談窓口.....0120-108420

<北海道銀行>

平日相談窓口.....0120-910-444(お客様相談室)

<北洋銀行>

相談窓口.....0120-608-552(個人融資相談)

.....0120-617-780(住宅ローン)(返済相談)

<青森銀行>

平日相談窓口.....0178-43-0111(八戸支店)

休日相談窓口.....0120-608-743(ローンプラザ八戸)

<みちのく銀行>

相談窓口

.....0120-86-3709(テレフォンバンキングセンター)

<秋田銀行>

平日相談窓口.....0120-303-242(借入)(審査部)

0120-001-260(借入以外)(営業支援部)

<北都銀行>

相談窓口.....0120-18-4226(営業店サポート部)

< 荘内銀行 >

相談窓口.....0120-103-239(コンタクトセンター)

< 山形銀行 >

平日相談窓口.....0120-170-585

< きらやか銀行 >

平日相談窓口

.....0120-379-305(「東日本大震災」相談受付)

.....0120-389-166(「東日本大震災」相談受付)

休日相談窓口.....022-371-8075(仙台支店泉出張所)

休日相談窓口

.....0120-604-930(山形ローンステーション)

< 岩手銀行 >

平日相談窓口.....0120-064-626(営業店窓口、ATM)

.....0120-788-506(通帳、キャッシュカード①)

.....0120-131-344※(通帳、キャッシュカード②)

(※)自動音声の流れますが、そのまま「1、
#」を押してください。

.....0120-251-789(借入)

休日相談窓口

.....0120-131-344※(通帳、キャッシュカード)

(※)自動音声の流れますが、そのまま「1、
#」を押してください

< 東北銀行 >

相談窓口.....0120-164-416(お客様相談室)

< 北日本銀行 >

相談窓口.....0120-836-236(預金)

.....0120-601-235(借入(個人))

.....0120-333-061(借入(事業者))

< 七十七銀行 >

相談窓口.....0120-78-1177

< 仙台銀行 >

相談窓口.....0120-251-339(営業店窓口、ATM、預金)

...0120-300-039(借入(個人)、住宅ローン)

.....0120-863-787(借入(事業者))

.....0120-538-070(紛失・盗難)

< 東邦銀行 >

相談窓口.....0120-104-157(休業店舗の預金、振込等)

.....0120-608-104(借入(個人))

.....0120-104-717(借入(事業者))

.....0120-104-310(紛失・盗難)

< 福島銀行 >

相談窓口.....024-525-2663(ATM、紛失・盗難)

.....0120-294-091(預金・振込)

.....0120-762-940(借入)

< 大東銀行 >

平日相談窓口.....024-925-1111(総合相談窓口)

.....0120-12-6554(借入)

休日相談窓口.....0120-12-6554(総合相談窓口)

< 常陽銀行 >

平日相談窓口.....0120-001-769(災害ご相談専用)

休日相談窓口.....0120-310-863(災害ご相談専用)

< 筑波銀行 >

相談窓口.....0120-615-668(災害相談ダイヤル)

< 足利銀行 >

相談窓口.....0120-21-6556(あしぎんフリーダイヤル)

< 栃木銀行 >

平日相談窓口.....0120-29-6043(震災緊急相談窓口)

< 千葉銀行 >

平日相談窓口...0120-86-7889(震災被災者相談窓口)

休日相談窓口...043-227-5211(震災被災者相談窓口)

<東日本銀行>

平日相談窓口.....0120-60-0185

平日相談窓口...0120-160-656[ローンプラザもりしん]

休日相談窓口...0120-160-656[ローンプラザもりしん]

<東京スター銀行>

平日相談窓口...0120-82-0804(個人)(震災関連専用)

.....0120-81-3626(法人)(震災関連専用)

休日相談窓口.....0120-81-8689

<宮古信用金庫>

平日相談窓口.....0193-62-5634[駅前支店]

<東奥信用金庫>

相談窓口.....0172-33-8406(融資)

.....0172-33-8404(預金)

<一関信用金庫>

平日相談窓口.....191-23-6111

休日相談窓口.....0191-33-1616[一関インター支店]

<青い森信用金庫>

平日相談窓..... 0178-44-2123

平日夜間窓口.....0178-44-3301(融資のみ)

休日相談窓口.....0178-44-3301(融資のみ)

<北上信用金庫>

平日相談窓口.....0197-63-2307

<花巻信用金庫>

平日相談窓口.....0198-23-5311

休日相談窓口.....0120-39-6032

・0198-22-0707[はなしんローンプラザ]

<秋田信用金庫>

平日相談窓口.....018-866-6171

<水沢信用金庫>

平日相談窓口.....0197-23-5191

<羽後信用金庫>

平日相談窓口.....0184-23-3000

<社の都信用金庫>

平日相談窓口...0120-116-401[ファイナンスセンター]

休日相談窓口...0120-116-401[ファイナンスセンター]

<山形信用金庫>

平日相談窓口.....023-632-2161

<米沢信用金庫>

平日相談窓口.....0238-22-3433

休日相談窓口.....0238-23-3172[北部支店併設]

<宮城第一信用金庫>

平日相談窓口.....022-722-3842[相談センター]

<鶴岡信用金庫>

平日相談窓口.....0235-22-2360

休日相談窓口.....0235-23-6644[錦町支店]

.....0234-23-2311[酒田支店]

<石巻信用金庫>

平日相談窓口.....0225-95-6498

<仙南信用金庫>

平日相談窓口.....0224-24-3077

<新庄信用金庫>

平日相談窓口.....0233-22-4222

<気仙沼信用金庫>

平日相談窓口.....0120-333-670

<盛岡信用金庫>

<会津信用金庫>

- 平日相談窓口.....0242-22-7556
 休日相談窓口.....0242-23-1388[亀賀支店]
- <郡山信用金庫>
 平日相談窓口.....024-932-2227(預金)
024-932-2225(融資)
024-932-2222(上記以外)
- <白河信用金庫>
 平日相談窓口.....0248-23-4511
 休日相談窓口.....0248-22-7100[新白河支店]
0248-44-2711[矢吹東支店]
0247-33-3171[棚倉支店]
- <須賀川信用金庫>
 平日相談窓口.....0248-75-3171
 休日相談窓口.....0248-76-5911[上町支店]
- <ひまわり信用金庫>
 平日相談窓口.....0120-337-229[総合相談センター]
 休日相談窓口.....0120-337-229[総合相談センター]
- <あぶくま信用金庫>
 平日相談窓口.....0244-23-5132
0244-26-0237(融資のみ)
 休日相談窓口・0120-635-313[あぶくましんきんプラザ]
0244-36-5151[相馬支店]
- <二本松信用金庫>
 平日相談窓口.....0243-23-3660
- <福島信用金庫>
 平日相談窓口.....0120-201-219[総合相談センター]
 休日相談窓口.....024-557-5682[北支店]
024-545-1751[南支店]
- <烏山信用金庫>
 平日相談窓口.....0295-58-2011
- <水戸信用金庫>
 平日相談窓口.....029-222-3308(融資)
0120-310-861(預金)
 休日相談窓口.....029-251-1515[赤塚支店]
0297-64-7601[龍ヶ岡支店]
029-859-8311[研究学園支店]
- <結城信用金庫>
 平日相談窓口.....0296-32-2110
- <銚子信用金庫>
 平日相談窓口.....0479-25-2100
- <佐原信用金庫>
 平日相談窓口 0478-54-2144
- <ウリ信用組合>
 平日相談窓口.....019-623-7321[岩手支店]
018-833-4131[秋田支店]
024-932-5350[福島支店]
017-776-4311[青森支店]
022-225-4416[宮城支店]
- <青森県信用組合>
 平日相談窓口.....017-739-7117(融資)
017-739-7115(預金)
 休日相談窓口.....0178-43-0611[八戸支店]
- <杜陵信用組合>
 平日相談窓口.....019-651-5550
- <岩手県医師信用組合>
 平日相談窓口.....019-651-0211
- <石巻商工信用組合>
 平日相談窓口.....0225-95-3333

<古川信用組合>

平日相談窓口.....0229-22-1845

<仙北信用組合>

平日相談窓口.....0120-74-7779

<五城信用組合>

平日相談窓口.....0224-52-1239

<秋田県信用組合>

平日相談窓口.....0120-564-783

<北郡信用組合>

平日相談窓口.....0237-55-7333

<山形中央信用組合>

平日相談窓口.....0238-84-2187

<山形第一信用組合>

平日相談窓口.....0238-52-1410

<山形県医師信用組合>

平日相談窓口.....023-666-5700

<福島県商工信用組合>

平日相談窓口.....024-991-1000

<いわき信用組合>

平日相談窓口.....0246-92-4111

休日相談窓口.....0246-54-6711[本店営業部]

.....0246-23-3155[平支店]

.....0246-28-3400[郷ヶ丘支店]

<相双信用組合>

平日相談窓口.....0244-36-5561

<会津商工信用組合>

平日相談窓口.....0242-22-6565[本店緊急相談窓口]

休日相談窓口.....0242-22-6565[本店緊急相談窓口]

<あすか信用組合>

平日相談窓口.....0120-575-852

携帯電話からは 03-3208-5160

<茨城県信用組合>

平日相談窓口.....029-231-2218

休日相談窓口.....0120-611-244

<ハナ信用組合>

平日相談窓口.....029-231-6281[水戸支店]

<中央商銀信用組合>

平日相談窓口.....0120-86-1493[コールセンター]

<東北労働金庫>

平日相談窓口.....0120-1919-62

休日相談窓口.....022-723-1111

<中央労働金庫>

平日相談窓口.....0120-86-6956

<金融庁>

監督局総務課監督企画.....03-3506-6000(代表)

(内線 3738、2682)

【企業関連】

中小企業電話相談ナビダイヤル.....0570-064-350

日本政策金融公庫.....0120-154-505

沖縄振興開発公庫.....098-941-1765

商工組合中央金庫.....0120-079-366

小規模企業共済、倒産防止共済.....050-5541-7171

リース事業協会相談窓口.....03-3234-2801

中小企業復興支援センター盛岡.....090-4097-6989

中小企業復興支援センター仙台.....022-399-6111

中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター

福島.....024-529-5113

震災緊急復興事業推進部.....03-5470-1500
中小企業基盤整備機構.....050-5541-7171
中小企業基盤整備機構関東支部.....03-5470-1509

【信用保証協会一覧】

<青森>

本所.....017-723-1351
保証課.....017-723-1353
弘前支所.....0172-32-1331
八戸支所.....0178-24-6181
五所川原支所.....0173-35-4121
十和田支所.....0176-23-4331
むつ支所.....0175-22-1204

<岩手>

保証一課.....019-654-1501
保証二課.....019-654-1502
釜石支所.....0193-22-1321
一関支所.....0191-23-2533
宮古支所.....0193-62-2700
大船渡支所.....0192-27-1224
二戸支所.....0195-23-4115
奥州支所.....0197-25-3171

<宮城>

本店営業部.....022-225-6421
仙台東支店.....022-783-9021
白石支店.....0224-25-2135
大崎支店.....0229-22-0722
石巻支店.....0225-22-4178
気仙沼支店.....0226-22-1972
経営支援部.....022-225-5230

<福島>

本所保証課.....024-526-1530
郡山支所.....024-932-2769
白河支所.....0248-24-0156
会津若松支所.....0242-23-1282

いわき支所.....0246-23-3570
相双支所.....0244-23-5105

<茨城>

本店営業部.....029-231-8709
土浦支店.....029-826-4103

【商工会一覧】

<都道府県商工会連合会>

青森県商工会連合会.....017-734-3394
岩手県商工会連合会.....019-622-4165
宮城県商工会連合会.....022-225-8751
福島県商工会連合会.....024-525-3411
茨城県商工会連合会.....029-224-2635

<県庁所在地商工会議所>

青森商工会議所.....017-734-1311
盛岡商工会議所.....019-624-5880
仙台商工会議所.....022-265-8181
福島商工会議所.....024-536-5511
水戸商工会議所.....029-224-3315

【農林水産関連】

<農業資金貸付又は農林中金>

農林水産環境総括部.....0120-055-132

<漁業資金貸付>

農林水産マリンバンク部.....03-6378-7320

【中小企業向け融資関連】

中小企業庁金融課 03-3501-2876

【いのちの電話(生活の困難や心の問題の相談)】

あおもりのちの電話.....0172-33-7830
盛岡いのちの電話.....019-654-7575
仙台的ちの電話.....022-718-4343
福島いのちの電話.....024-536-4343
茨城いのちの電話.....029-855-1000

【学校関係】

<小・中学校>

北海道義務教育課.....011-204-5769
青森県学校教育課.....017-734-9895
秋田県義務教育課.....018-860-5147
山形県義務教育課.....023-630-2871
茨城県義務教育課.....029-301-5226
栃木県教職員課小中学校人事担当.....028-623-3385
群馬県義務教育課.....027-226-4615
埼玉県小中学校人事課学事担当.....048-830-6939
千葉県指導課教育課程室.....043-223-4059
東京都義務教育課.....03-5320-6752
神奈川県子ども教育支援課.....045-210-8217
新潟県義務教育課.....025-280-5604

【警察署一覧】

<青森>

青森警察署.....017-723-0110
青森南警察署.....0172-62-4021
八戸警察署.....0178-43-4141
弘前警察署.....0172-32-0111
五所川原警察署.....0173-35-2141
十和田警察署.....0176-23-3195
三沢警察署.....0176-53-3145
黒石警察.....0172-52-2311
むつ警察署.....0175-22-1321
野辺地警察署.....0175-64-2121
つがる警察署.....0173-42-3150
三戸警察署.....0179-22-1135
鯉ヶ沢警察署.....0173-72-2151
七戸警察署.....0176-62-3101
外ヶ浜警察署.....0174-22-2211
五戸警察署.....0178-62-3241
板柳警察署.....0172-73-3151
大間警察署.....0175-37-2211

<岩手>

岩手県警察本部.....019-653-0110
盛岡東警察署.....019-606-0110
盛岡西警察署.....019-645-0110
岩手警察署.....0195-62-0110
紫波警察署.....019-671-0110
花巻警察署.....0198-23-0110
北上警察署.....0197-61-0110
水沢警察署.....0197-25-0110
江刺警察署.....0197-31-0110
一関警察署.....0191-21-0110
千厩警察署.....0191-51-0110
大船渡警察署.....0192-26-0110
遠野警察署.....0198-62-0110
釜石警察署.....0193-22-0110
宮古警察署.....0193-64-0110
岩泉警察署.....0194-31-0110
久慈警察署.....0194-53-0110
二戸警察署.....0195-23-0110

<宮城>

宮城県警察本部.....022-221-7171
仙台中央警察署.....022-222-7171
仙台北警察署.....022-233-7171
仙台南警察署.....022-246-7171
仙台東警察署.....022-231-7171
泉警察署.....022-375-7171
大和警察署.....022-345-0101
岩沼警察署.....0223-22-4341
亘理警察署.....0223-34-2111
大河原警察署.....0224-53-2211
白石警察署.....0224-25-2138
角田警察署.....0224-63-2211
加美警察署.....0229-63-2311
遠田警察署.....0229-33-2321
古川警察署.....0229-22-2311
鳴子警察署.....0229-82-2249
築館警察署.....0228-32-3111
若柳警察署.....0228-32-3111

登米警察署.....0220-52-2121
 佐沼警察署.....0220-22-2121
 石巻警察署.....0225-95-4141
 河北警察署.....0225-62-3411
 南三陸警察署.....0226-46-3131
 気仙沼警察署.....0226-22-7171
 塩釜警察署.....022-362-4141

<福島>

福島県警察本部.....024-522-2151
 福島警察署.....024-522-2121
 福島北警察署.....024-554-0110
 相馬警察署.....0244-36-3191
 伊達警察署.....024-575-2251
 双葉警察署.....0240-22-2121
 二本松警察署.....0243-23-1212
 郡山警察署.....024-922-2800
 郡山北警察署.....024-991-0110
 須賀川警察署.....0248-75-2121
 南相馬警察署.....0244-22-2191
 白河警察署.....0248-23-0110
 石川警察署.....0247-26-2191
 棚倉警察署.....0247-33-3241
 田村警察署.....0247-62-2121
 いわき南警察署.....0246-63-2141
 会津若松警察署.....0242-22-5454
 猪苗代警察署.....0242-63-0110
 喜多方警察署.....0241-22-5111
 会津坂下警察署.....0242-83-3451
 いわき東警察署.....0246-54-1111
 南会津警察署.....0241-62-1140
 いわき中央警察署.....0246-26-2121

<茨城>

茨城県警察本部.....029-301-0110
 水戸警察署.....029-233-0110
 ひたちなか東警察署.....029-264-0110
 ひたちなか西警察署.....029-272-0110

那珂警察署.....029-352-0110
 日立警察署.....0294-22-0110
 太田警察署.....0294-73-0110
 大宮警察署.....0295-52-0110
 高萩警察署.....0293-24-0110
 大子警察署.....0295-72-0110
 竜ヶ崎警察署.....0297-62-0110
 笠間警察署.....0296-73-0110
 銚田警察署.....0291-34-0110
 行方警察署.....0299-72-0110
 鹿嶋警察署.....0299-82-0110
 石岡警察署.....0299-28-0110
 土浦警察署.....029-821-0110
 つくば中央警察署.....029-851-0110
 つくば北警察署.....029-867-1191
 牛久警察署.....029-871-0110
 稲敷警察署.....029-893-0110
 取手警察署.....0297-77-0110
 筑西警察署.....0296-24-0110
 下妻警察署.....0296-43-0110
 桜川警察署.....0296-55-0110
 結城警察署.....0296-33-0110
 常総警察署.....0297-22-0110
 境警察署.....0270-74-0110
 古河警察署.....0280-30-0110

【県・市区町村役場一覧】

<青森県>

青森県庁.....017-722-1111
 青森市.....017-734-1111
 弘前市.....0172-35-1111
 八戸市.....0178-43-2111
 黒石市.....0172-52-2111
 五所川原市.....0173-35-2111
 十和田市.....0176-23-5111
 三沢市.....0176-53-5111
 むつ市.....0175-22-1111
 つがる市.....0173-42-2111

平川市.....0172-44-1111
 平内町.....017-755-2111
 今別町.....0174-35-2001
 蓬田村.....0174-27-2111
 外ヶ浜町.....0174-31-1111
 鯉ヶ沢町.....0173-72-2111
 深溝町.....0173-74-2111
 西目屋村.....0172-85-2111
 藤崎町.....0172-75-3111
 大鱒町.....0172-48-2111
 田舎館村.....0172-58-2111
 板柳町.....0172-73-2111
 鶴田町.....0173-22-2111
 中泊町.....0173-57-2111
 野辺地町.....0175-64-2111
 七戸町.....0176-68-2111
 六戸町.....0176-55-3111
 横浜町.....0175-78-2111
 東北町.....0176-56-3111
 六ヶ所村.....0175-72-2111
 おいらせ町.....0178-56-2111
 大間町.....0175-37-2111
 東通村.....0175-27-2111
 風間浦村.....0175-35-2111
 佐井村.....0175-38-2111
 三戸町.....0179-20-1111
 五戸町.....0178-62-2111
 田子町.....0179-32-3111
 南部町.....0178-84-2111
 階上町役場.....0178-88-2111
 新郷村役場.....0178-78-2111

<岩手県>

岩手県庁.....019-651-3111
 盛岡市.....019-651-4111
 宮古市.....0193-62-2111
 大船渡市.....0192-27-3111
 花巻市.....0198-24-2111

北上市.....0197-64-2111
 久慈市.....0194-52-2111
 遠野市.....0198-62-2111
 一関市.....0191-21-2111
 陸前高田市.....0192-54-2111
 釜石市.....0193-22-2111
 二戸市.....0195-23-3111
 八幡平市.....0195-76-2111
 奥州市.....0197-24-2111
 雫石町.....019-692-2111
 葛巻町.....0195-66-2111
 岩手町.....0195-62-2111
 滝沢村.....019-684-2111
 紫波町.....019-672-2111
 矢巾町.....019-697-2111
 西和賀町.....0197-82-2111
 金ヶ崎町.....0197-42-2111
 平泉町.....0191-46-2111
 藤沢町.....0191-63-2111
 住田町.....0192-46-2111
 大槌町.....0193-42-2111
 山田町.....0193-82-3111
 岩泉町.....0194-22-2111
 田野畑村.....0194-34-2111
 普代村.....0194-35-2111
 軽米町.....0195-46-2111
 野田村.....0194-78-2111
 九戸村.....0195-42-2111
 洋野町.....0194-65-2111
 一戸町場.....0195-33-2111

<宮城県>

仙台市.....022-261-1111
 青葉区.....022-225-7211
 宮城野区.....022-291-2111
 若林区.....022-282-1111
 太白区.....022-247-1111
 泉区.....022-372-3111

石巻市.....0225-95-1111
塩釜市.....022-364-1111
気仙沼市.....0226-22-6600
白石市.....0224-25-2111
名取市.....022-384-2111
角田市.....0224-63-2111
多賀城市.....022-368-1141
岩沼市.....0223-22-1111
登米市.....0220-22-2111
栗原市.....0228-22-1122
東松島市.....0225-82-1111
大崎市.....0229-23-2111
蔵王町.....0224-33-2211
七ヶ宿町.....0224-37-2111
大河原町.....0224-53-2111
村田町.....0224-83-2111
柴田町.....0224-55-2111
川崎町.....0224-84-2111
丸森町.....0224-72-2111
亘理町.....0223-37-1111
松島町.....022-354-5701
利府町.....022-767-2111
大和庁.....022-345-1111
大郷町.....022-359-3111
富谷町.....022-358-3111
大衡村.....022-345-5111
色麻町.....0229-65-2111
加美町.....0229-63-3111
涌谷町.....0229-43-2111
美里町.....0229-33-2111
女川町(※仮設役場).....0225-54-3131
南三陸町(※仮設役場).....0226-46-2600

<福島県>

福島市.....024-535-1111
二本松市.....0243-23-1111
伊達市.....024-575-1111
本宮市.....0243-33-1111

郡山市.....024-924-2491
須賀川市.....0248-75-1111
田村市.....0247-81-2111
白河市.....0248-22-1111
桑折町.....024-582-2111
国見町.....024-585-2111
川俣町.....024-566-2111
大玉村.....0243-48-3131
鏡石町.....0248-62-2111
天栄村.....0248-82-2111
石川町.....0247-26-2111
玉川村.....0247-57-3101
平田村.....0247-55-3111
浅川町.....0247-36-4121
古殿町.....0247-53-3111
三春町.....0247-62-2111
小野町.....0247-72-2111
西郷村.....0248-25-1111
泉崎村.....0248-53-2111
中島村.....0248-52-2111
矢吹町.....0248-42-2111
棚倉町.....0247-33-2111
矢祭町.....0247-46-3131
塙町.....0247-43-2111
鮫川村.....0247-49-3111
相馬市.....0244-37-2120
南相馬市.....0244-22-2111
いわき市.....0246-22-1111
広野町.....0246-43-1331
楡葉町.....0242-56-2155
富岡町.....024-946-8813
川内村.....024-946-8828
大熊町.....0242-26-3844
双葉町.....0480-73-6880
浪江町.....0243-46-4731
葛尾村.....0242-83-2651
新地町.....0244-62-2111
飯館村.....0244-42-1611

| | | | |
|-------|--------------|---------|--------------|
| 会津若松市 | 0242-39-1111 | 潮来市 | 0299-63-1111 |
| 喜多方市 | 0241-24-5211 | 守谷市 | 0297-45-1111 |
| 北塩原村 | 0241-23-3111 | 常陸大宮市 | 0295-52-1111 |
| 西会津町 | 0241-45-2211 | 那珂市 | 029-298-1111 |
| 磐梯町 | 0242-74-1211 | 筑西市 | 0296-24-2111 |
| 猪苗代町 | 0242-62-2111 | 坂東市 | 0297-35-2121 |
| 会津坂下町 | 0242-84-1503 | 稻敷市 | 029-892-2000 |
| 湯川村 | 0241-27-8800 | かすみがうら市 | 0299-59-2111 |
| 柳津町 | 0241-42-2112 | 桜川市 | 0296-58-5111 |
| 三島町 | 0241-48-5511 | 神栖市 | 0299-90-1111 |
| 金山町 | 0241-54-5111 | 行方市 | 0299-72-0811 |
| 昭和村 | 0241-57-2111 | 鉾田市 | 0291-33-2111 |
| 会津美里町 | 0242-55-1122 | つくばみらい市 | 0297-58-2111 |
| 下郷町 | 0241-69-1122 | 小美玉市 | 0299-48-1111 |
| 檜枝岐村 | 0241-75-2311 | 茨城町 | 029-292-1111 |
| 只見町 | 0241-82-5210 | 大洗町 | 029-267-5111 |
| 南会津町 | 0241-62-6200 | 城里町 | 029-288-3111 |

<茨城県>

| | | | |
|--------|--------------|------|--------------|
| 茨城県庁 | 029-301-1111 | 美浦村 | 029-885-0340 |
| 水戸市 | 029-224-1111 | 阿見町 | 029-888-1111 |
| 日立市 | 0294-22-3111 | 河内町 | 0297-84-2111 |
| 土浦市 | 029-826-1111 | 八千代町 | 0296-48-1111 |
| 古河市 | 0280-92-3111 | 五霞町 | 0280-84-1111 |
| 石岡市 | 0299-23-1111 | 境町 | 0280-81-1300 |
| 結城市 | 0296-32-1111 | 利根町 | 0297-68-2211 |
| 龍ヶ崎市 | 0297-64-1111 | | |
| 下妻市 | 0296-43-2111 | | |
| 常総市 | 0297-23-2111 | | |
| 常陸太田市 | 0294-72-3111 | | |
| 高萩市 | 0293-23-2111 | | |
| 北茨城市 | 0293-43-1111 | | |
| 笠間市 | 0296-77-1101 | | |
| 取手市 | 0297-74-2141 | | |
| 牛久市 | 029-873-2111 | | |
| つくば市 | 029-836-1111 | | |
| ひたちなか市 | 029-273-0111 | | |
| 鹿嶋市 | 0299-82-2911 | | |

【連絡先～大項目索引 あいうえお順】

<あ行>

| | |
|------------|-------|
| あしなが育英会 | 42ページ |
| いのちの電話ダイヤル | 49ページ |
| 運転免許センター一覧 | 35ページ |
| 運輸局一覧 | 36ページ |

<か行>

| | |
|-------------------|-------|
| 介護関連・地域包括支援センター一覧 | 37ページ |
| 外国人の方 | 28ページ |
| 火災・中小企業等共済関係 | 31ページ |
| 学校関係 | 50ページ |
| 企業関連 | 48ページ |
| 企業・雇用関連 | 33ページ |
| 金融機関一覧 | 43ページ |
| クレジットカード関連 | 30ページ |
| 警察署一覧 | 50ページ |
| 県・市町村役場一覧 | 51ページ |

<さ行>

| | |
|-----------------|-------|
| 受信料 | 35ページ |
| 障害者の方関連 | 37ページ |
| 奨学金関係 | 37ページ |
| 信用保証協会一覧 | 49ページ |
| 商工会一覧 | 49ページ |
| 商工中金 | 33ページ |
| 生命保険関連 | 29ページ |
| 全国避難者情報システムについて | 37ページ |
| 全労災 | 31ページ |
| 損害保険関連 | 28ページ |

<た行>

| | |
|----------------|-------|
| 大学生協 | 31ページ |
| 東京電力 | 42ページ |
| 独立行政法人住宅金融支援機構 | 37ページ |

<な行>

| | |
|----------------|-------|
| 日本財団(旧日本船舶振興会) | 35ページ |
| 日本政策金融金庫 | 33ページ |
| 日本年金機構 | 42ページ |
| 年金事務所一覧 | 43ページ |
| 農林水産関連 | 49ページ |

<は行>

| | |
|-----------------|-------|
| ハローワーク(職業安定所)一覧 | 34ページ |
| 弁護士会一覧 | 28ページ |
| 法務局一覧 | 32ページ |

<ら行>

| | |
|-----------|-------|
| 労働基準監督署一覧 | 33ページ |
|-----------|-------|